

令和5年度（2023年度）  
第3回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2023年10月31日（火）午後3時開会  
場 所：か での 2 ・ 7 1 0 6 0 会 議 室

## 1. 開 会

○事務局（佐々木環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回北海道環境審議会を開会いたします。

本日も司会を務めさせていただきます環境生活部環境政策課の佐々木でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、委員17名のうち、現在、12名の方にご出席をいただいております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

本日の審議事項は4件用意されておまして、資料につきましては、次第、委員の皆様の出欠表、配席図、そして、ご審議いただきます資料といたしまして、会場にお配りしております資料としましては、複数枚のものは右肩でホチキス留めをさせていただいておりますけれども、資料1-1と資料1-2、資料1の別表、資料2-1と資料2-2の2種類と資料2-2の別表、資料3-1から資料3-3、資料4-1から資料4-9となっております。

そのほか、参考資料としまして、令和5年度第1回北海道環境審議会の審議事項へのご意見一覧を添付しております。

また、促進区域に係る追加資料としまして、昨日開催されました自然環境部会でご議論いただきました主なご意見、また、昨日、児矢野委員からご提出いただきました意見書と関連資料につきましては、本日は3種類を追加させていただきたいと存じます。

配付漏れ等がございましたら、事務局にお申し出ください。

また、オンラインでご出席の委員の方々に申し上げます。

ご発言をいただく際につきましては、手を挙げるボタンを押すか、発言の申出をいただきまして、会長の許可を得た後にご発言いただきますよう、よろしくお願ひいたします。その際、マイクとビデオにつきましてはオンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、中村会長、よろしくお願ひいたします。

## 2. 議 事

○中村会長 長丁場にならないようにしたいのですが、一つ一つ丁寧に行きたいと思っておりますので、今日一日、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、令和4年度（2022年度）北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価について及び令和5年度（2023年度）北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（佐々木環境政策課長） 私からは、環境基本計画に基づきます施策の進捗状況の点検・評価に関しまして、資料1により令和4年度の結果を、資料2により令和5年度

の進め方についてご説明いたします。

まず、令和4年度の結果についてでございますが、前々回の審議会でもいただいたご意見と事務局の考えを資料1-1として整理いたしますとともに、ご意見を踏まえて見直させていただいた点検・評価案概要版を資料1-2として添付させていただいております。また、令和4年度の点検・評価に活用いたしました指標や補助データの資料につきましては、別表という形で添付させていただいております。

まず、資料1-1をご覧ください。

前々回の審議会でもいただきました質疑事項ですけれども、番号1から4につきまして、概要版に評価の記載がない、PDCAサイクルでの評価となっていないといった趣旨のご意見を複数いただいたところでございます。

ご意見を踏まえまして、構成をPDCAサイクルに合わせて修正いたしますとともに、概要版に進捗状況の評価と課題を追記し、指標の進捗状況に基づく評価や課題についてできるだけ具体的にまとめ、今後の取組につながるような記載といたしました。

具体的な内容としましては、資料1、資料2の概要版の2ページをご覧ください。

例えば、分野1の地球環境の保全の項目ですが、左下の温室効果ガスの排出量の推移というところをお示しすることで、指標に基づきます取組の進捗状況をお示しいたしますとともに、次のページの中段ほどの進捗状況の評価と課題におきまして、ご指摘を踏まえ、新たに課題等を列記したところでございます。

その課題等に対応するため、下段の今後の取組の方向性を一部修正したところでございます。

これを、分野2以降、各分野につきましても同様に修正したところでございます。

なお、点検・評価に当たりましては、次年度以降、施策ごとに施策の基本的な方向性と取組内容を明示しまして、指標や個別指標、補助データによる現況を把握し、分野ごとに具体的な評価を行い、今後の取組につなげていく記載に改善していくことを考えているところでございます。

次に、資料1-1に戻っていただきまして、ピックアップしてご説明いたします。

2ページ目の番号7をご覧ください。

リサイクル率が上がらないのは地域差が挙げられ、それを記載すべきではないのかというご意見に対しましては、地域差に関する記述を追記することとして、資料1-2の概要版に地域差について記述をしたところでございます。

また、次の資料1-1の番号9のヒグマにつきまして、どのような目標でやっているのか見えないというご意見に対しまして、北海道ヒグマ管理計画では具体的な数値目標を定めているところではございませんが、令和5年度以降の点検・評価におきまして、捕獲数や農業被害などの補足データをヒグマについて検証していくこととしております。

また、ヒグマの管理につきましては、道としての考え方を整理してほしいというご意見に対しましては、ヒグマによる被害の防止や生息状況の把握などによる適正な保護管理な

どの施策に取り組む旨の記述を追加することとし、資料1-2の概要版の10ページの下のエの野生動物の保護管理の欄にその旨の記載を盛り込んだところです。

そのほか、資料1-1の番号11の今後の取組に、食品ロス削減への言及は不可欠といったご意見、また、3ページに参りまして、番号12の有機作物の市場流通の拡大などについてのご意見に対しまして、食品ロスの削減の取組や消費拡大の取組、地産地消の推進などについて記述を追加したところでございます。

令和4年度の点検・評価の修正につきましては以上のとおりですが、今回ご指摘いただいた点を含めまして、引き続き、令和5年度の点検・評価の中で改善するよう努めてまいりる考えでございます。

続いて、令和5年度の点検・評価の進め方についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

初めに、資料2-1の進め方について整理いたしました。

左側に正面で囲っておりますが、ⅠからⅢの流れは例年となっているところですが、Ⅰの指標群の見直しをご覧ください。

関連する個別計画の見直しなどによります数値目標の変更や目標項目の追加などがあったものについて見直しを行いました。

その内容としまして、一つ目の黒い丸ですが、目標数値の変更としましては、省エネ・新エネ計画の見直しに伴う新エネルギーの導入量、発電に係る数値目標が変更されたもの、次に、項目の追加としまして、森林計画等の見直しに伴いまして、森林吸収量と植林面積の追加、さらに、本審議会でのご意見を踏まえまして、ヒグマ人身被害数やヒグマの捕獲数、農業被害を追加しようとするものでございます。

次に、2の施策の進捗状況に係る点検・評価についてです。

令和5年度におきます点検・評価を実施する際の方針を次のページの資料2-2のとおりとしたいと考えているところでございます。

資料2-2をご覧ください。

実施方針は昨年度ベースといたしまして、前回審議会での評価に係るご意見を踏まえまして、右の(新)令和5年度となっている欄の中段の(2)点検・評価の流れと結果の公表の①の下線部にございます「要因把握に努め」を追加しまして、指標について、特に進捗が良好でない場合の原因の把握に努めまして、それを評価につなげていきたいと考えているところでございます。

資料2-1に戻っていただきまして、今回ご提案を差し上げました実施方針によりまして点検・評価を実施し、その結果の案につきましては、次回の審議会でご審議いただくことを考えております。

審議の結果や資料の左下の3の今後の施策の見直しに書いてございますとおり、庁内で課題や今後の方向性を共有いたしまして、施策の見直しを検討することとしております。

以上、環境基本計画の施策の進捗状況の点検・評価に関する令和4年度の結果と令和5

年度の進め方についてのご説明でございます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○中村会長 今回の説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○白木委員 私がちゃんと理解していないのかもしれないですが、資料2-1にある目標数値の変更で、新エネルギーの導入量が2030年度までに増えるという指標の変更があるということですが、これは、新エネルギーを増やすことで火力を減らしてCO<sub>2</sub>の排出量が少なくなるということも含まれていると思うのですけれども、増やすことによってどのぐらいCO<sub>2</sub>の排出量が減るのでしょうか。

また、このうち、どのぐらいが北海道内で使われる電力であるのかということをお教えいただければと思います。

○事務局（佐々木環境政策課長） こちらの変更によつてのCO<sub>2</sub>排出量の減と、どの程度を北海道で使うのかというご質問かと思ひます。

こちらは、経済部のエネルギー課の数値を使わせていただひているところでございます。今ご質問のあつた内容については、こちらでは把握しておりませんでしたので、改めて確認をして、分かればお答えさせていただきます。

○白木委員 分かりました。

つくるということは、きちんとした目的があつて、それがCO<sub>2</sub>の排出に効果があるということだと思ひますので、ぜひその点を明らかにしていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○中村会長 これだけ新エネルギーを増やせば、CO<sub>2</sub>の削減も含めて、今、道が持っている目標を達成できるということですか。それが経済のほうから出てきた値なのですか。

急にこの数字を出されても、我々委員はこれが何を意味するのかが見えないので、今、白木委員が聞いたのだと思ひます。

○事務局（佐々木環境政策課長） 申し訳ございません。その点も含めて、別な形でお答えしようと思ひます。

○山中委員 今、この数字は何だろうと（私なりに）確認しているところですが、結構な量なのです。今、太陽光パネルが動いているときには再生可能エネルギーが100%ぐらいになっていて、日平均だと20%とか30%ぐらいなので、これだけの量を入れるということは、ある意味では発電容量の100%まで近づく量であると思ひます。

ただ、これをやるためには、例えば、風力発電を3倍、太陽光パネルを3倍、あと7年間で今ある現状に対して追加するということを意味するので、ここまでできますかというのは疑問に思ひます。

今日の後半の議論とも関わるのですが、現在ある容量をここまで増やすというのはかなりの努力が必要なので、これが環境に対してどのような影響があるかというのは非常に疑問に思ひます。

どういう計算をしているか、ぜひ回答をお願いします。

○中村会長 今、山中委員がおっしゃったのが本当なのかどうか、確認のしようがないのですが、これからも含めて、突然数字が出てきても我々はそれを消化できないです。CO<sub>2</sub>の削減とか、経済のほうでやられている目標を達成すれば、北海道が全体として目指す2050年のカーボンニュートラルまでにここまで到達できるとか、最終のゴールとのつながりのようなものをきちんと説明してください。お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○吉中副会長 もう一点、数字を調べていただきたいのですが、次に森林吸収量850万トンCO<sub>2</sub>換算2030年度目標というものがあります。それから、資料1-2の別表で個別指標の森林の蓄積ということで、炭素貯蔵量があります。これはどういう関係にあると理解すればよろしいでしょうか。

○事務局（佐々木環境政策課長） こちらについても、別途お答えしたいと思います。申し訳ございません。

○中村会長 これをずっとやり続けると、また承認できなくなってしまうのですけれども、ほかにいかがでしょうか。

○大橋委員 今の目標数値の変更とか追加に関連して、現行の資料でいくと資料1-2の別表の2ページのバイオマス関連の利用・利活用率というところで行きますと、目標年が令和4年のものが幾つかあると思うのですけれども、令和5年度に進捗状況の点検・評価をするに当たって、目標年次が令和4年のものについては、実績が出ていないということはあるのでしょうか、見直しはしないのですか。

○事務局（佐々木環境政策課長） こちらは、それぞれの関係する計画に基づくという目標数値となっております。今、令和4年という形で新しい数値のように見えるのですけれども、基本、計画が見直されるまでは、この数値を活用して点検・評価を行っていく形になろうかと思えます。

○大橋委員 全体的な話をすると、実績が出るのが結構遅いと思うのです。物によっては令和元年の実績に対しての評価を令和4年度にやっているということがあるので、一方で、この数値をそういうものだからそのままにしますということではなくて、なるべく早く、速報値でも何でもいいので、出るような工夫をしていきつつ、目標数値については未来の年度のものをして、それに対して足元はどういう進捗状況にあるかというのを測っていかないと、結局、過ぎたものを後に振り返って何年も前の話をしても実効性の上がる計画とはならないと思えますので、そこの工夫についても今後課題として意識していただければと思います。

○事務局（佐々木環境政策課長） 今ご指摘をいただきましたように、できるだけ新しい数値と比較したものがよいということかと思えます。

こちら、可能な限りそのような形で対応していきたいと考えています。

○中村会長 正直、分かりにくいです。例えば、ヒグマの問題についても、非常に当たり障りのないことが書いてあるだけで、次年度からこの指標を追加して、ヒグマの人身被害

数とか捕獲数及び農業被害額を補足するというのはいいのですけれども、それが計画的にヒグマの別の会議でやられていて、それが達成できているかどうかということをご説明されるのですか。

現状は、物すごく当たり障りのないことを書いてありますね。令和4年度のものについては、ヒグマによる人身被害はほぼ毎年発生しており、被害の防止に向けた普及啓発と併せて野生鳥獣の適正な保護管理の取組の推進が必要と書かれていますが、それはそうだろうと思います。

今度、次年度に向けて追加しますね。それがどういう形で評価されるのですか。それは、我々が評価するのではなくて、何らかの部会なり何なりで既に評価されているものが出てくるのですか。

○事務局（佐々木環境政策課長） まず、今まで、ヒグマに関しましては指標がございませんでしたので、そういったものをつけて分かりやすくご提示できればというのがまず一つの趣旨でございます。

評価につきましては、それぞれ担当課におきまして、どのような形で考えて次の施策に生かしていこうとしているのかという考えを聴取して、こういったものに反映する予定でございます。

○中村会長 それは、我々が評価をチェックするのですか。例えば、今言った被害数が出てきますね。それをどうやって評価すればいいのですか。施策がちゃんと実行されているかどうかという評価をしろということですね。

○事務局（佐々木環境政策課長） まず、評価という形でお示しをさせていただきますので、こういう場でご意見等をいただければと思います。

○中村会長 意見の言いようがないではないですか。例えば、被害総数が何頭とか何件という形で出てくるわけですね。この書きぶりだと、ただそれが出てくるだけの話で、それが問題かどうか我々には分からないと思うのです。本当に分かりづらいですよ。どうやって評価するのが本当に見えづらいです。

ですから、この環境審議会の難しさというのは、いろいろな分野で積み上げ的にいろいろな指標が出てくるのですけれども、それがきちんと施策として実現しているかどうかが見えるような形の資料がないと、我々に評価しろと言われても、先ほどの新エネルギーも、なぜこの二万幾つになるのか、さっぱり分かりません。

ここまで達成できればCO<sub>2</sub>削減についてこうなりますと言ってくれれば、そういう数値なのですねと理解するのですけれども、森林の蓄積も、蓄積量が書いてあって、8億3,700万立米、目標達成と書いてありますね。では、この目標は一体何の目標なのか、これを達成すればCO<sub>2</sub>の吸収源として北海道の2050年カーボンニュートラルに向かってちゃんとやっているという証拠なのですか。

○事務局（佐々木環境政策課長） 次回の見せ方としましては、それぞれの指標に関してどういった目的があるのかということも併せてお示しさせていただければと思います。

○中村会長 令和5年のほうですか。

皆さん、どうですか。実は、前回もこれと同じようなことをやって、あれから2か月がたっているのです。1回戻しているのです。今回出てきたということで、本当に令和5年度からきちんとうまくできるのかどうか心配ですけれども、令和4年度のものについて、いかがいたしましょうか。

○能條委員 指標というのは物差しとしてこれを使いますということだと思えるのですけれども、当然、科学的に何らかの根拠があって、これを目印にするのがいい、目安にするのがいいというのがあると思いますけれども、中村会長も言っているように、どこを基準にするべきかが一番大事なところで、3がいいのか、5がいいのかというのに一体どんな科学的な裏づけがあるのかというのが一番議論されるべきところで、決まったら、それを超えたか超えないかで目標が達成できた、できないを判断すればいいと思います。

そういう意味で、指標とするのがいいか悪いかという話だけではなくて、どこに達成したか、しないかの目安をつくるのかということがないと、指標を決めたことの意味があまりないと思うのです。前より増えました、減りましたというだけでは、どういう達成度になっているのかが分からないと思うのです。

例えば、今議論になっているところでも、環境関連ビジネスを実施する企業の割合と書いてありますけれども、これは何の何に対する割合なのかがこのままでは分かりませんね。母数何なのかも分からないし、割合が90%ないと駄目なものなのか、30%でもあれば素晴らしいことなのかも分からないので、こういう書き方のまま、指標を決めました、それで評価しましょうというふうにくくと、全体的なものに対する科学的な知見の信頼度が薄まってしまうと思うのです。

そういうところをきちっと示して、だからこの基準で考えますとしないと、実際にこれを運用する側の人も困るのではないかと思います。

○中村会長 問題点ばかりが指摘されてしまうと、これはどうしたらいいですか。

2022年度のものをもう一度戻しても、2か月か3か月はたっていると思うので、また同じ堂々巡りをやってしまうような気がします。どうしたらよろしいですか。

結局、これで認めろという提案ですね。でも、今、皆さんは、この数字が何を意味するのかさっぱり分からないので評価のしようがないというのが大方のご意見だと思うのです。

これは前も一緒だったと思うのです。次年度に先送りして、次年度はちゃんとやりまうと言われても、本当なのかと思うだけです。

○事務局（佐々木環境政策課長） 今ご指摘いただいた点を含めて、改めて、もう一度、次回の審議会でお諮りいただきたいと思います。

○中村会長 本当にやりまうですか。言っていることは分かりますね。

一つ一つの数字が一体何を意味するのかをきちんと整理していただいて、目標値があるならば、その目標値はどのような目的で設定されたのかをまず説明していただいて、現状はここにあるから、これからはもっと頑張らなくてはいけませんという議論をやってくれるの



ならいいのですけれども、R12年は幾つとか、ただ数値だけが書いてあるだけで、何もないのです。前回も同じことをやったと思うので、今回、もう一回戻しますけれども、本当にちゃんとやってくださいね。言っていることは通じましたか。

○事務局（佐々木環境政策課長） 通じました。

○中村会長 よろしくお願ひします。

先ほども言ったように、指標群をつくるのはいいのですが、ただ植林面積が出てくるとかヒグマの被害数が出てきたからといって我々は評価できないですからね。この被害数がどういう意味なのか、各部署できちんと提案していただかないと、我々は、件数が幾つだと言われても、多いのか少ないのかさっぱり分かりません。指標群をつくるならば、それをこうやって評価するということもきちんと両輪として示してください。

○事務局（佐々木環境政策課長） かしこまりました。

○中村会長 今回で決めたかったのですが、令和4年度についても、我々としては評価のしようがないということで、もう一回ということになります。

何かご意見はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 これをずっとやっても堂々巡りになってしまう可能性があるので、それでは、点検・評価については保留とし、もう一度出していただくことにしたいと思います。

○中村会長 続きまして、北海道生物多様性保全計画の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本課長補佐） 自然環境課の橋本です。

私からは、資料3-1から資料3-3について、まとめて5分程度でご説明をさせていただきます。

資料3-1をご覧ください。

次期生物多様性保全計画のこれまでの検討経過と今後の予定ですけれども、大きくは、今年6月8日に一度、皆様に検討過程を見ていただいておりますけれども、それに続いて今年度の2回目となります。本日ご提示している資料につきましては、9月8日に開催されました第3回環境審議会自然環境部会でご審議をいただいている内容と同様のものをご審議いただくことにご用意させていただいております。

資料3-1については以上になります。

続きまして、資料3-2をご覧ください。

次期生物多様性保全計画についてです。

1枚めくっていただきまして、上側の2ページをご覧ください。

今年6月に見ていただいたものから、この形の構成はあまり変わっていないのですけれども、内容が変更になってございます。2050年までの長期目標、2030年までの中期目標を設定しまして、それに向かうための前回は基本戦略と呼んでおりましたけれども、

今回は基本方針という名前に変えました。

ここでは、中期目標に向かうためにどのような方針を取って向かうのかということをも4本挙げてございます。

それぞれの基本方針には、目指すべき状態、その状態に向かうための取るべき行動を設定いたしまして、取るべき行動にどのような道の関連施策が接続するのかという構成になってございます。

さらに、四つの基本方針に対して、横断的あるいは基盤的な取組ということで、それぞれに関わる部分を設定する形で2030年までの中期目標に向かうというのが大きなつくりになっています。

それでは、中期目標についてご説明します。

自然とのつながりの重要性を実感して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることによって、生物多様性の損失を低減させ、回復傾向への転換を図る、これが2030年の私たちが考える実現可能、そして評価が可能な目標ということで案として挙げさせていただいておりまして、現在、これを自然環境部会で審議していただいております。

これに向かうための基本方針は、スライドの3ページからになります。

一つ目の基本方針1です。

生物多様性の損失をもたらす危機への対処は、前回見ていただいたものにはなかった項目でして、主にインパクトをどう避けるのかという部分が基本方針の1番となっております。これに対して、どういう状態をこの方針では目指すのかということで、生物多様性の規模が全体として増加し、それらの質が向上している、あるいは、生物多様性の負荷が低減されている状態に持っているというのが目指すべき状態、そして、これに向かうための取るべき行動として、希少種の絶滅回避や外来種対策、ほかに汚染とか廃棄物など、生物多様性の保全ということを考えたときのインパクトに対処すること、それから、生物多様性の危機の中の一つとして、働きかけが減少することでの危機として野生動物とのあつれきが増加するということがございますけれども、こういうことに対処するということも取るべき行動に入っております。

スライドの4ページ以降は、今ご説明しました取るべき行動に対してどのような施策がぶら下がるのかということで、灰色で網かけをしているところが関連施策となっております。

前回、会長からも、それぞれの取組に対してどういう道の施策がぶら下がるのかをしっかりと示すようにというお話をいただいておりますけれども、今回は、あくまでも見出しの状態ですが、関連施策ということで、それぞれの取るべき行動にこのような施策をぶら下げていく形で整理をしております。

細かくはご覧いただければと思うのですが、その次のページのスライド6の基本方針2は、生物多様性保全のための土地の適正利用ということで、法や条例の網かけのあるなしにかかわらず、生物多様性の保全に必要な保護をするための区域の確保、拡大を図

っていくということで、国の30 by 30への貢献などもこちらに含んでおります。

これに対しても、ここにあるような目指すべき状態、取るべき行動を設定しまして、取るべき行動に対してどのような施策がぶら下がるのかということで、以降、網かけのあるところが施策の見出しとなります。

続きまして、スライドの9ページの基本方針3は、今年の3月に決定されている国家戦略にもある自然を活用した課題解決の考え方を取り込んだ基本方針となっております、社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みの活用を方針に掲げております。

さらにめくっていただきまして、スライドの12ページ、基本方針4の自然とのつながりの実感による道民行動の変容ということで、先ほどの基本方針で自然を活用した課題解決ということを挙げておりますけれども、このような形に私たちが進むためには、やはり、自然とのつながり、道民の皆さんの暮らしや産業が自然と関わっていること、そういうつながりを実感していただき、価値を理解していただき、その結果として生物多様性の保全や持続可能な利用というところでの行動の変化が必要になってくるのではないかという基本方針となっております。

ここでも目指すべき状態と取るべき行動をお示ししまして、それぞれのぶら下がる施策を見出しでお示ししております。

最後に15ページですが、基本方針のご説明をした横断的あるいは基盤的な取組として、調査研究、情報収集、あるいは様々な主体との連携、人材育成や人材の活用を挙げております。

資料3-2の説明は以上ですが、最後に資料3-3ということで、前回8月3日に開催されました自然環境部会で、今ご説明した計画に対するご意見をいただいております。

具体的には、細かくは説明しませんが、2030年の中期目標に対して、道として国が示しているネイチャーポジティブをどう受け止めて、それをどう中期目標に反映させるかという観点のご意見などをいただいているということが記載されております。

私からのご説明は以上です。

○中村会長 今日、今説明していただいた内容に対して気づいたところをコメントすればいいというだけでよろしいですか。

吉中副会長から補足はありますか。

○吉中副会長 ご説明をありがとうございました。

今の事務局のご説明どおりですけれども、9月8日に開催されたときの資料が資料3-2です。それに基づいて9月8日に審議を行いました。そのときの審議の結果ですので、主なご意見というより、こういう形で進めるべきだというのが資料3-3ですので、これから、次回の部会に向けて、資料3-3で審議された結果を具体的な保全計画、資料3-2の概要はもちろんですけれども、さらにこれを文章化したものを次回の部会を出していただくということで事務局に作業をお願いしているところです。

ですので、今回、まだ文章化されていない段階で申し訳ないのですが、この概略

資料をご覧いただいた上で、何かお気づきの点がありましたら、ぜひご意見をいただければと思っております。よろしくお願ひします。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、皆さんからお願いします。

○山中委員 詳しく見ていくと、今日の後半で議論される地域脱炭素化促進区域の設定に関する道設定とか、その上のところに生物多様性と気候変動緩和策、対応策の両立を図り相乗効果の最大化を促進するとありますが、これはもっと上の部分に出していただいて、もう一つの気候変動対策と両輪のように走り込むのであれば、それを一つの項目として出していただくと。そうすると、今回の議論にあるようなことを、これを基に生物の部会で扱うとか、そういうことがより明確になるので、気候変動対策と生物多様性の関係をこちらにもちゃんと書くことが望まれると思います。意見です。

○中村会長 今の意見は、基本方針にそういうものを立てたほうがいいという感じですか。

○山中委員 基本方針まで行かなくてもいいけれども、別のところにこの説明は絶対ないと駄目ではないかと思ひます。横断的な取組とか他の施策との関係とか、そういうものが必要ではないかという意見です。

○中村会長 それは、方針になくても、どこかに横断的な議論をきちんと書いておくべきということですか。

○山中委員 方針の中でも少しずつあるのですけれども、気になるのは、方針1の中の取るべき行動2という4ページにも、土地変化による多様性の中に促進区域の道設定が入っているのですが、土地利用の変化だけではなくて、気候変動対策に伴う生物多様性への影響を回避するとか低減するとか、細かい部分で結構直さないといけないところがあると理解しています。

10ページもそうで、自然を活用した二酸化炭素吸収源の確保はそのとおりですが、自然エネルギーとか自然の保護と両立した二酸化炭素吸収源の確保というような言葉に変わらざるを得ないので、あちらこちらに入れ込むということがあるので、それだったら外側に出して、ほかとの施策とのコンフリクト、相乗効果を章立てるといひるか、入れていただいたほうが分かりやすいという意見です。

そうすれば、多様性とも関係するので自然環境部会で議論をしたいとか、そういう話合ひができる論拠にもなりますし、入れていただいたほうがスムーズだと理解しました。

○中村会長 全体の文章がなく、今はパワポでの議論なので、どこに入れるか、僕にはぴんとこないのですけれども、橋本さん、大丈夫ですか。

○事務局（橋本課長補佐） 事務局でも、気候変動対策と生物多様性の保全については、今の山中委員からのご指摘のとおり、それぞれの基本方針の中で重層的に関わってくるものと考えておりますので、横断的な取組についての書き方は、こちらでも改めて検討させていただきたいと思ひます。

○中村会長 今、パワポでやられていますが、パワポはもうやめたほうがいいのではない

かと思えます。そろそろきちんとした文章化の議論をしていかないと先に進めないと思うので、そこも早めにやってください。

ほかはいかがでしょうか。

私からは、例えば、スライド3の取るべき行動で希少種の絶滅回避があって、関連する施策として希少種の絶滅回避と同じことが書いてあるのですけれども、もうちょっと具体的な施策名があるのではないですか。これが施策名ですか。

○事務局（橋本課長補佐） これはあくまでも見出しですので、施策名は別にございます。

○中村会長 そうではないケースも見当たるのですが、取るべき行動と施策に同じようなことが書かれているところも結構あるので、それに関連する施策という形できちんと書いていただくのがいいと思いました。

ほかはいかがでしょうか。

○瀧波委員 3ページの取るべき行動の一番下に、「生物多様性の保全、再生に係る農林漁業者の環境負荷低減事業活動を推進する」と書いてあるのですけれども、漁業者の環境負荷低減事業活動とは具体的に何なのか、よく分かりません。

それから、行う目的で生物多様性の保全という面では、河川のことを言っているのか、海のことを言っているのか、恐らく河川のことであって、海は話は別なのではないかと思うので、その辺を確認します。

○中村会長 今おっしゃられたのは、3ページ目のスライドの一番下のところでいいですね。

○事務局（橋本課長補佐） まず、漁業者の環境負荷低減事業活動に関しては、現在、私たちが水産林務部にどういう取組があるのか、照会をかけているところで、その上でお示しをすることになりますので、今の時点でお示しできる状態ではないです。河川とか、海とか、特にそこは定めなく、関連する施策があれば挙げてもらうということで照会をかけているところでございます。

○中村会長 私は行政のやり方を知らないですけれども、普通は、既にそういうものがあるって、それとひもづけた形で行動も一緒に書いていくようなプロセスで、こちらが勝手に最初に書き込んで、向こうに照会して、関連するものがあるかないかというのは、美しいことは美しいけれども、本当にそれでうまくいくのでしょうか。

○瀧波委員 私は漁業関係者ですけれども、取るなど言っているのだろうとしか思えないのです。

また、河川か海かと聞いたのは、河川のことは今までも環境問題の審議会もあったのですけれども、海の中のことは生物多様性に関わってくることなのか、議題としてそうなのか、確認したいのです。

○中村会長 今、答えがないならば、宿題にしてください。宿題でいいですか。

○事務局（橋本課長補佐） 宿題にします。

○中村会長 まだ具体性がないので、議論を深めるという感じではないですが、また自然

環境部会で頑張っていたら、もうちょっと文章化したもので親会でも検討できればと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、この審議を終了して、時間がかかるであろう促進区域の設定に関する北海道基準答申案についての審議を始めたいと思います。

○中村会長 今回は、前回の審議会で決定した基本的な考え方と審議しないことが決定した除外区域及び考慮対象事項への振り分け方、それはもういいのではないかとということで、それ以外の自然公園の扱いから審議を再開したいと思います。

審議に入る前に、昨日、自然環境部会で議論していただいたので、吉中部会長から説明をお願いいたします。

○吉中自然環境部会長 昨日、自然環境部会を急遽開催させていただきました。

何名のご出席とか、細かいところは事務局からご説明いただければと思いますが、3時間強ぐらいの自然環境部会での初めての審議と私は理解しております。

そういう意味で、初めての審議において、幾つかの重要な論点が出てきました。さらに、今、審議会で審議されている基準の具体的な事項について、専門委員を含め、委員から建設的なご意見をいただいたということです。

主なご意見として、追加資料1でまとめているものがございます。

今、会長から、前回どこまで審議をしたということがございましたけれども、今回の自然環境部会では、全般についても一度事務局からご説明をいただいた上で、順番に、特に自然環境部会に求められているであろう分野について審議を一つ一つ行っていったということです。

追加資料をご説明したほうがよろしいですか。

○中村会長 関連するところで、自然環境部会ではこうだったというふうに説明していただいたほうがいいでしょうか。逐次的にやっていきたいと思っています。

○吉中自然環境部会長 では、追加資料の概略をご説明いたします。

まず、昨日、3時間審議しましたが、ようやく実質的な審議が始まったという委員が多かった印象です。さらに、自然環境部会では足りない専門分野、例えば、昆虫や両生類といった分野の専門家のご協力を得ていかないとよりよい基準にはならないだろうということと、全般的な方針として出されたのが予防的方策という50年以上国際社会では常識となっているアプローチがうまく活用されていないのではないか、また、リスクが不明確、あるいは、今よく分からないから先送りというのでは大きな過ちを犯すのではないかと大きな議論もありました。

その後、個別にいろいろ議論がありました。

特例事項、適用除外ということで、現状、建築物の屋根、屋上または壁面であれば適用

除外という案が出ておりましたけれども、それにはいろいろな影響が考えられるので、それぞれの影響ごとにもう少し慎重な議論が必要ではないか、それから、ほかの都府県での例、あるいは、環境省の出しているサンプルの中でも、家庭用のものという感じなのでしょうか、10キロワットを規模要件としている例があることも踏まえて、何らかの規模要件を設定すべきではないかということです。

それから、前回も少し議論が始まっていた植生自然度のところですが、大きなところで言いますと、植生自然度はあくまでも植生の指標ですので、今ご提案があるような動物種に着目したような配慮事項の中で、例えば、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響というところで、いろいろな保護区の中での分類を植生自然度で行うのは整合性が取れていない、動物に着目した分類をすべきである、さらに、景観のところでも、植生自然度がそのまま景観を表すものではないという指摘がありました。

さらに、植生自然度2とか3という低い植生自然度のところでも、その地域に依存している生物種は希少種も含めてたくさんいるので、植生自然度だけをもって分類するのはよくないだろうということで、部会では、自然公園や保護区等の全域を除外区域とすべきであらうということになりました。

ただ、ご懸念の事項等も事務局からご説明されました。その中で、適用除外をうまく使うということもあるだろうし、市街地といった形で除外区域から除外するというのも検討できるかもしれないが、これも慎重な審議が必要ではないかというご議論でした。

それから、希少種、特に地域を定めない種指定の天然記念物等の取扱いについてですが、これは後ほど白木委員から直接ご説明いただければと思いますが、具体的に幾つかの希少種について、考慮対象事項、内容、どういうことを調べなければいけないのか、どういう文献が既に公開されているのか、使えるのか、そういうことを表にさせていただいております。

そういうものを参考にさせていただいて、考慮対象事項を全般的に見直す必要があるのではないかと思います。ただ、対象種は、白木委員に各専門家に直接お聞きいただいてまとめられておりますけれども、漏れている種がまだたくさんあるので、その辺りをさらに詰めなければならないのではないかと思います。

それから、KBA、IBAのところ、私は非常にびっくりしたのですが、例えば太陽光のところ、いきなりIBAは除外区域にする、ただし市街地を除くとありました。それであれば、市街地という概念をうまく使えば保護区のほうもできるのかと思って、この市街地とはどういう定義ですかとお聞きしたら、それはありませんというお答えでした。それでは市町村が困ってしまうのではないかとお聞きしたら、それは基準ができた後に市町村と相談して決めますというご回答だったので、それはあまりにおかしいのではないかと思います。定義もはっきりしていないような基準を答申するのはどうなのかという印象を強くしたところです。

それから、累積的影響についてです。

事務局案では、会長もおっしゃっていましたが、それを技術的、科学的にしっかり考慮するのは難しいから今回は見送ろうというお話だと思うのですが、実際に海外では累積的影響についてどう考えるべきかという文献も出ておりますし、さらに、環境影響評価審議会でも、これという線引きは難しいですが、個別具体的に累積的影響について、事業者、計画されている方と何度もやり取りをしながら何とか軽減しようというような細かい努力をしているところですので、それはどこかに書き込むべきではないかということです。

それから、考慮対象事項のところでも、考慮対象事項の説明のところにも、環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないということもあり得ると読めないこともないので、それをそれぞれの環境配慮事項にもしっかり明記すべきではないかということです。それから、細かいところで、適正な配慮のための考え方が地域指定のものと種指定のもので共通の書きぶりになっていることもあるのですが、そうではなくて、それは書き分けるべきではないかというようなことが出ておりました。

それから、専門委員の中から出てきた意見でみんな合意したこととしましては、除外区域の隣接区域というのは考慮対象事項、考慮対象区域に入れるべきだろうということが自然環境部会で合意されております。

具体的な隣接区域の距離も、今、いきなり定めるのはなかなか難しいですがということですが、例えば、景観保護という観点から、自然公園では海域については5キロであることを参考にすると、区域境界から5キロというのを自然公園については隣接区域として考慮対象区域とすることも検討してはいかがか、ただし、これも景観以外の環境要素、あるいは、予定されている再エネ施設の種類等で一つ一つ細かく審議していかねばいけないのではないかと、大まかに言いますとこのような意見が出ておりました。

ですから、自然環境部会の皆さんには急遽集まっていただいて、説明を受けてすぐ審議ということで十分詰められなかったこともありますけれども、ここでお示しした主なご意見を1回目の審議結果として受け止めていただければと思います。

以上です。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、まず確認ですが、市街地の問題は後でも出てくるので、どういう形で定義するか、事務局から何か考えがあれば教えてください。

○事務局（尾原課長補佐） 先日、十分にご説明できなくて申し訳ございません。

市街地については、資料4-3のスライドの19ページですが、植生自然度の区分の中に赤色として明示されている部分もございますので、市街地についてはこれを参照すれば基準化することは可能ではないかと考えているところでございます。

○中村会長 ひとまず、そういう意見があったということと、全体として自然環境部会から出された意見であるということ踏まえて議論していきたいと思っております。

それではまず、自然公園のテーマから、事務局の説明をお願いいたします。



○事務局（尾原課長補佐） 改めまして、ゼロカーボン戦略課の尾原でございます。よろしくお願いいたします。

自然公園の扱いについてのご説明なのですが、今ご紹介した資料4-3のスライド資料と、資料4-9の前の親会の中で「宿題です」と決定していただいたご意見についてまとめて対応案をお示ししたもの、また、資料4-1の答申案、資料4-2の附帯意見案がございますので、それらを用いてご説明させていただければと思います。

まず、資料4-3のスライド資料をご参照ください。

スライドの20ページでございます。

前回の親会でもご説明しましたので前段は省きますけれども、公園の扱いは、今、スライドの20ページにお示ししている温対部会答申案にするということで前回の親会ではまとまったと思いますけれども、普通地域であって植生自然度9以上の区域を除外するのか、もしくは8以上の区域にするのかを決定することが宿題として残っているところです。

また、資料4-9をめくっていただいてナンバー8番目です。

井上委員から、植生自然度8だけのマップなど、植生自然度8の情報が欲しいといったご意見をいただきまして、作成しまして、環境省の許可も取った上で今日の資料の中にお示ししているところがございますので、ご参照いただきながらご審議いただければと思います。

以上でございます。

○中村会長 今の最後の8の部分はどこにあると言いましたか。

○事務局（尾原課長補佐） 資料4-4の一番トップが植生自然度区分図という区分の01から10までの全体を示した資料ですが、めくった裏側に植生自然度8のみの地図を添付しているところがございます。

○中村会長 ありがとうございます。道南のほうに多いですね。

植生自然度上は、自然林に近い二次林であるということで位置づけられているということです。

せっかく自然環境部会でも議論していただいて、自然環境部会の意見の中では、そもそも植生図を使うこと自体がよくないのではないかという意見が出たことも含めて、この前までは8、9、10とか、そのぐらいの議論をしようとしていたのですが、今の件も含めてご意見をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○吉中副会長 1点、事務局に訂正していただきたいのですが、前回の審議会では、8、9、10にするか、9、10にするか、どちらかに決めようという決定はされておられません。私は、これについては自然環境部会で慎重な審議が必要なので、狭い8、9か9、10という議論ではないということを明確に申し上げたと思います。正確にご説明いただければと思います。

○事務局（尾原課長補佐） 失礼いたしました。

○中村会長 失礼いたしましたというのは、今の吉中副会長の言うとおりであったというこ

とですか。

取りあえず、動物のそういったマップがあるのかどうか、僕はないとっていて、現在、地図上で表せるのは植生自然度が唯一ではないかと思うので、これは使ったほうがいいと思っているのですが、皆さんのご意見を聞きたいと思います。

これを使えないということになると、例えば、全ての普通地区を仮に除外区域としてしまうとすると、先ほどの市街地と言っている部分だけが再生エネルギーを導入できる場所になってしまうということになると思います。

もちろん、自然を保護することも大事ですが、先ほどのカーボンの問題も含めて、どうやって自治体の裁量も残しながらきちんとした規則をつくっていくかという観点から皆さんに意見を言っただかかないと先に進めないなので、よろしくお願ひいたします。

○能條委員 前回もよく分からなくて黙っていたのですけれども、私がちょっと前に勉強したときは、植生自然度の数字が大きいからといって保全するための度合いが高いというものではないと教科書的なものを書いてあった記憶があったのですけれども、ここでそこを基準にするしかないのではないかという話があって、どうなのかと思っていましたけれども、中村さんがおっしゃるように、ほかに何も手がかりがないというのは確かにそうなのかなと思うのです。

ですから、植生自然度だけに依存するというのでしょうか、それだけを根拠にして、だから除外するべきだとか何とかというふうに持っていくのはサイエンティフィックではないような気もしてしまうのです。

では、どうするのかということに関しては、先ほどの追加資料にあった規模要件のようなこともありましたけれども、規模のことだけとか植生自然度のことだけではなくて、例えば、回復可能な範囲に収まるのかどうかということも加えて考えるという条件というか、要件というか、そういうものを付け加えるようなことを考えてはどうかと思いました。

太陽光にしても、風力にしても、二、三十年たったら更新するか、やめてしまうかということが起こると思うのです。そのときに、経済的な考え方で条件が変わったのもう太陽光パネルは維持しませんでしたとなった場合に、元の環境に戻せるのかどうかということがこの基準の中にはあまり強調されている部分がないように思うので、そういうことと植生自然度のことをうまく組み合わせて考えて判断をするというように持っていくことはできないものなのではないでしょうか。

○中村会長 そうすると、面積的な大きさになってしまって、さっきの規模要件と似たような条件になってきて、例えば、10キロワットだと個別の屋根ぐらいとか、調べてもらったのですけれども、そういう広がりができるのか、必ずしも全て自然の土地にやるわけではないので、イメージとしては、市街地でやれるものが10キロワットとか50キロワットとか、その辺の議論の中に収まってくるのです。それを自然の場所でやった場合にどうなるかということ、基本、全ての事業者は、終わった後、自然に戻せというものが別なルールとしてきちんとあるべきで、それができないかどうかなんてことを今やり出すと

ややこしくなると思います。

できれば、規模要件的なものでそれを規定するしかないという感じがします。これは僕の考えです。

○能條委員 最終的に、結局、それは規模の条件ではないかとなるかもしれないのですが、回復可能なインパクトに抑えようと考えて、その規模をそれに合わせた条件にしましたという考え方というか、そういうことが必要ではないかと思うのです。

○中村会長 でも、サイエンティフィックに回復可能なサイズというものを言えますか。

○能條委員 でも、今まで議論している何に関しても、言えるかということ、言えなくなってしまうようなところはたくさんありますよね。

○中村会長 でも、何らかの形で書き込まないと、今の回復可能なという言葉だけで書き込むと、自治体では、特に除外区域みたいな議論のときに困ってしまいますよね。

○能條委員 明らかに回復可能ではないとなれば、それはもう無理だという線は少なくとも引けるのではないですか。

○中村会長 その回復可能な線をどこで引くか、具体的に言っていただけますか。例えば、太陽光パネルの回復可能ではないというものをこの除外区域の中にどう書き込みますか。

○能條委員 例えば、何枚までならいいとか悪いとか、そういうような意味ですか。

○中村会長 それなら規模になりますね。

○能條委員 例えば、植生自然度の4とか3とか2のようなところの回復可能性と、8とか9とか10と言っているところの回復可能性は違っていると思うのです。

○中村会長 難しくなると思います。我々はそのまでの知見を持っていないと思うのです。ご意見として承りました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

できれば、迷うところではあるのですが、なるべく前に進めたいので、皆さんから発言していただきたいと思います。

○吉中副会長 私の提案は前と変わっておりませんし、自然環境部会でも、自然公園、鳥獣保護区等の保護区については、全域を除外区域とすべきであり、もしその中でどこかを抜くのであれば、先ほどのIBAと同じような市街地、あるいは既に開発された場所を除くという整理がいいのではないかと、あるいは、もっと限定的に言うのであれば、市街地の中にも樹林地等に依存している希少な種がいるというご発言もありました。

そういうことからすると、市街地の中でも建物の上だけに限るという意味では、先ほどの適用除外を適用すれば公園全部が除外区域になるということにはならないということですので、そういうご提案を何度もしております。

部会でも、例えば、植生自然度4の二次草原、背の低い草原に依存している希少種はたくさんいるということを明確におっしゃっていただきましたので、そういうデータもきっとあると思います。さらに、植生自然度2では、水田、畑ということですが、例えば、水田はラムサール条約の登録対象にもなり得るような湿地として位置づけられております。

そこにこういう種も生息しております。そういう意味から、そこを促進区域とするというのはあまりに乱暴な議論ではないかということです。

ぜひ、全域を除外区域とする、もし除くのであれば既に開発された場所に限るというご提案をご審議いただければと思います。

○中村会長 私は、市街地だけの区域でやるというのは、促進法に関して自治体の裁量権をあまりにも狭め過ぎているのではないかと考えています。ただ、今おっしゃるように、僕も草原はすごく大事だと思っていて、今一番少なくなっているランドスケープの要素だと思うので、そういう意味では、今言った9、10という議論が本当にいいのかと言われると、そこはクエスチョンです。

ほかの方々はいかがでしょうか。

私は、市街地だけに絞ってしまうと、自治体で促進区域をほとんど市街地の中でしか使えなくなるので、大丈夫なのか、道議会でもうまくいくのかと思います。

○山中委員 これは中村会長と同じ意見だと思います。

もちろん自然を守る意味ではスパッと市街地だけにするのはいいと思うのですが、ある程度は人為的なものが入った場所、入っていないのは9と10ですけれども、それ以外の地域も促進区域に入れてもいいけれども、でも、これはいきなり促進をする場所ではなくて配慮区域みたいになるわけですね。

そういう意味では、そういう残し方があるので、やはり十分配慮すべき場所だという形であればもう少し広く取ってよくて、配慮というのはどういうことかと言えば、そこに特別な希少種がいるのであれば配慮として除外されるわけで、最終的には指定できないはずですが、但し、自治体でのアセスの調査がしっかりとされれば問題はないわけですが、されない可能性もあると考えるならば、その言い分は分かります。原則的には、まずは地域に委ねたいと思いますので、8も除外してもいいと思いますけれども、1だけではない形で、先ほどの能條委員の意見のように、数字が大きければ重要というわけではないですが、2から7ぐらいのところは配慮区域にすべきだと考えます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 今のご意見には、環境アセスメントにおいて配慮がなされるということも含まれていたと思うのですが、例えば、太陽光パネルの場合は、これまで環境アセスメント、法的なアセスに諮る事業は一度も行われてきていません。規模要件が5万キロワットなのです。4万9,999キロワット以下の事業であればアセスメントにはかからないので、ここが通ってしまえば、要するに配慮基準をクリアしてしまえば、アセスにかからずに事業になってしまうので、その部分も考慮しなければいけません。

特に太陽光パネルの場合は、これまでと同様に、恐らく促進区域の事業であってもアセスにかからない規模で出てくる可能性が高いと私は思っている所以、そのことも考慮すべきだと思っています。

配慮のことですが、先ほど中村会長が事後に回復するかどうかは非常に難しいし、曖昧

な書き方しかできないから、あまり好ましくないというご意見をおっしゃっていましたが、同時に、例えば国立公園の中で影響があるかどうかということ进行调查するように、あるいは配慮するように書いてありますが、どういう調査を行って、誰がそれを行って、どういう基準だったら影響があるとするのか、非常に曖昧性が残るものになっていると思うのですよ。

現状の事業アセスでも、曖昧性が抜けないので努力しましたとか、本来の生物多様性の保全ができていなくてもそれで通ってしまうという事情になっているのです。ですから、配慮が確実になされるのであれば配慮基準でもいいと思うのですが、現実的にそれを実施することが難しいのではないかとということが一つあります。

もう一つは、保護区の中というのは、先ほどの北海道の生物多様性保全戦略とか計画の中で、ネイチャーポジティブという言葉が出ていますが、自然を残すだけではなくて、低減してしまったところを回復させるとか、そういう対象になってくると思うのです。

そういう対象になり得るような保護区に自然度だけで再生エネルギーをつくってしまっているのかということも審議が非常に必要な部分ではないかと思います。

以上が私の意見です。

○中村会長 今聞こえてくる感じでは、吉中副会長がおっしゃったように、市街地だけは認めて、それ以外は、基本、除外区域にするというのが一つの案です。もう一つは、9か10かということをやっていくということです。そのどちらかですね。

いかがでしょうか。

○井上委員 オンラインで失礼します。

ちょっと論点がずれるかもしれませんが、市街地に関してです。

先ほどのご説明では、市街地の定義としては、植生自然度1のところというふうに理解したのですがけれども、もう一つは、私ははっきりそうだろうと思いついていたのですがけれども、都市計画法上の市街化区域が市街地だろうと勝手に思い込んでいました。

資料4-4の分布図を見ると、この市街地で本当にいいのかと思います。これは促進するほうの意見になるかもしれませんが、市町村の考えを縛ることにならないかと思います。私は、都市計画法上の市街化区域は除外されてもいいのではないかと思います。

論点がずれているかもしれませんが、そういう意見です。

○中村会長 事務局、その辺はどうですか。

○事務局（尾原課長補佐） 今、井上委員がおっしゃったように、都市計画法に市街化区域なり市街化調整区域なりが存在しておりまして、市町村が都市計画法上、市街化するところとしないところを決定しているエリアと理解してございますけれども、今、にわかにかような状況ですというご説明まではできない状況でございますが、意味合いとしてはそういうことかと思えます。

○中村会長 基本、市街化区域の周りに市街化調整区域があると考えていいですね。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。

○中村会長 たしか、現在の道の基準では、市街化調整区域は除外区域に入っていますね。

○事務局（尾原課長補佐） 市街化調整区域はそうですね。

○中村会長 そうなると、都市計画法上の市街化区域でいけるのではないかという感じはします。そこが基本であるということで行けるかもしれません。

○井上委員 少なくとも、法律上、市街化を促進する区域が市街化区域ですので、そこを網かけするのはどうか、というのが私の思ったところでした。

○中村会長 網かけというのは、除外区域には含めないということですね。

○井上委員 そういうことですね。

○中村会長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 私は、会長のご意見に近いと思うのですけれども、市町村の裁量のある程度残しておくということは非常に必要だと思います。また、これは審議会ですから、基準をつくる時に客観的基準に基づいて説明できるようにすることも条件ではないかと思いません。

規制は、8、9、10だけではなくて、二重、三重にいろいろな観点が入っていると思いますので、促進と保全のバランスという観点、そして、地域の様々な戦略を尊重するということから、私は会長のお考えに賛同いたします。

○中村会長 ほかにはいかがでしょうか。

○吉中副会長 質問です。

市町村の裁量権を狭めてしまう、なくしてしまうのではないかというご懸念ですけれども、例えば、国立公園、国定公園、北海道立自然公園の普通地域、今の議論で例えば市街化区域を除くとした場合に、それで市町村のほぼ全域がカバーされて除外区域になってしまう市町村は一体どのぐらいの割合あるのか、教えてください。

○中村会長 前は島みたいな事例で書いてあったものですね。

○吉中副会長 幾つか具体的な事例が挙がっておりまして、それは承知しております。それであれば、そののところだけ別の扱いをするという特例を設定すればいいのではないかということは何度も申し上げているのですが、そうではなくて、北海道全域で市町村の裁量を狭めてしまうというのは、少し荒っぽい議論かと思っております。

○中村会長 どのぐらいあるのかというのは分かりますか。

○事務局（尾原課長補佐） 公園の普通地域も全部除外区域にすると影響のある市町村は、利尻島の2町と奥尻町の三つでございます。

○中村会長 利尻と奥尻と、もう一個は何ですか。

○事務局（尾原課長補佐） 利尻と奥尻の二つです。

○中村会長 それ以外は、基本、全域的にカバーされるものではないということですか。

○事務局（尾原課長補佐） 恐らく、全域ではなくても、割合が高く、ほぼ100%に近いような市町村も存在すると思います。

○中村会長 例えば、それはどのぐらい分かりますか。

○事務局（尾原課長補佐） 確認しますので、審議を続けてください。

○中村会長 今、吉中副会長がおっしゃったのは、取りあえず、そういうところは特例措置的に、何%以上になると思うのですけれども、例えば90%以上のところは特例措置的に、言わば例外事項みたいな感じですね。そういうことが本当にできるのかも分からないですけれどもね。

○白木委員 私の意見は、もしそうするのであれば、特定の場所だけではなくて、逆に保護区の全域は取りあえず除外区にするけれども、逆に適用除外を増やすということです。例えばこういうところだったらいよいよというものをもう少し具体的に明瞭化して示すということです。

先ほどの市街地であれば、市街地は緑地等をいろいろ含むのでよくないということであれば、もう少し具体的に、こういうところは駄目だということを適用除外にしていくということです。

例えば、そんなことが可能かどうか分かりませんが、きちんとした調査に基づいて、生物多様性とか景観に全く影響を与えないとか、そういうものも入れてもいいのかもしれないと思いますが、逆の考え方でどうかと思いました。

○中村会長 分かりづらかったけれども、それは自治体でご検討いただくという話ではないでしょうか。

今言っているのは、普通地域全体をトータルとして除外区域にしてしまうと、ほぼ市街地地域しか残っていないという場所が利尻と奥尻であった、ほかにも90%ぐらいなくなってしまって10%ぐらいしか残らない場所もあると思うのですけれども、私の感覚からいくと、なるべく自治体の裁量を残したほうが良いと思っていて、それを特例措置としてやったらどうかというのが吉中副会長の意見ですね。

○白木委員 それとはちょっと違います。

特例措置というよりは、全体のお話で、全体の中で、例えば保護区は原則として除外区にする。ただ、逆に適用除外という形でこういう環境下であればよいということが示せるのであれば、それでもいいと思います。

○中村会長 適用除外とは何でしたか。

○白木委員 適用除外というのは、この基準が適用されないのです。だから、そこは自由にしているよというか……。

○中村会長 ビルの上とか、そういうふう書いてあったものですか。

○白木委員 国立公園の中であっても、国立公園でなくてもいいかもしれないのですけれども、市街地に関してはいいよということです。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

そろそろ決めていきたいのですが、事務局、まだ分からないですか。

○事務局（尾原課長補佐） ネットが重くて……。

○事務局（浦田係長） ゼロカーボン戦略課の浦田です。

本日お配りしております資料4-4の1枚目のところに植生自然度区分が出ているものになります。

地図を分割しているので見にくいと思うのですが、そちらの資料を2枚めくっていただいたところに、公園のエリアだけを図面化しているものがあります。歯抜けになっているところは公園ではないところで、北海道の形になるように何となく公園の部分を図示化しております。今、画面上に表示していただいているものですが、そこが全て公園のエリアになります。

先ほどこちらから説明させていただいた大雪の近辺とか日高のほうですね。そこら辺も公園に絡んでくるところと植生自然度のところを図示しております。

もう少し分かりやすいものを画面上にお出しできるよう準備しますので、こちらは一旦参考として見ていただければと思います。

○中村会長 どうでしょうか。

○吉中副会長 例えば、利尻、奥尻というお話がありましたけれども、全域が保護区になっている、全域が除外区域になってしまう市町村というのは、カーボンニュートラルということからすると、非常に貢献しているのではないかと思うのです。CO<sub>2</sub>をそれだけ吸収してくれている場所ですけれども、そこでなぜ再生可能エネルギーをつくって吸収源を壊してしまうのかという考えはないのでしょうか。

○中村会長 それは、例えば、利尻ではCO<sub>2</sub>の固定量がどのくらいあって、再生可能エネルギーによってどれくらいエネルギーを埋めるかとか、そういうものがなければいけなくて、単純に自然だから全てCO<sub>2</sub>を吸収しているという議論だと乱暴過ぎると思います。

○吉中副会長 当然、北海道のカーボンニュートラルの計画ではそういうポテンシャルを計算されていると思うのですけれども、そういう位置づけはないのですか。

○山中委員 確かに、吉中副会長の話で言えば、二次林というのは、ある意味ではCO<sub>2</sub>を固定する可能性が一番高い場所ですねと言っておきます。

○中村会長 山中委員も、もう決める方向でコメントしていただきたいのですが、そうすると、今言った普通地域については市街化地域のみを除くことに賛成であるということですか。

○山中委員 いえ、7、8、9、10は除外です。

○中村会長 分かりました。

ほかの委員の方々はよろしいですか。

今、自然環境部会から植生図そのものは使うべきではないという意見も出てきていましたけれども、ひとまず、それを全て聞いていただいて、決を採るような形でよろしいですか。

○吉中副会長 決を採る場合には、議長としてニュートラルな立場でご発言をお願いします。誘導されるような形で決を採るのは非常に問題が大きいと思います。

もう一点は、この審議会で審議している結果として、例えば、動物の重要な種の生息地



への影響として植生自然度を用いて分類しているというのは、科学的に見ると非常におかしな話ですので、そういうおかしな判断を本当にしてしまっているのかということについては非常に懸念しております。

○中村会長 動物の種に対して、どんな区分図、マップがあるのですか。

○吉中副会長 ですから、最初に申し上げたプレコーショナリアプローチという考え方をいけば、やはり全域を除外区域にすべきというのが私の意見です。

○中村会長 それは、私の意見としては、あまりにも行き過ぎているのではないかと思います。

これは堂々巡りになるので、私が完全中立でいると私は何も意見を言えなくなってしまうので、それはちょっと無理で、決めていかななくてはいけないと思いますので……。

○瀧波委員 確かに、環境アセスの面で、規模が小さくて配慮されないところがあって、実際に非常に大きな課題になっています。ですから、この辺で何らかのものを本当に設けられないものなのではないでしょうか。

環境アセスでは、小さい規模でも必ずちゃんと許可を取らなければいけないとかですね。結局、勝手につくってということが絶えなくなってくる可能性もあるので、何らかのものをつくらなければならないのではないかと思います。

○中村会長 規模要件という形でつけていくのは駄目ですか。先ほどの吉中副会長の説明にあった50キロワットとか10キロワットとかですね。今の話は、現在の議論と違うので、前に進めて、そろそろ決めてよろしいでしょうか。

まず、吉中副会長がご提案された、市街化区域を除いて国立公園の普通地域については全て除外すると。先ほどの100%になってしまうような場所に対する特例措置は今では考えなくていいですか。それとも、それも提案の一つですか。

○吉中副会長 ですから、今、それがどのくらいあるのかというご質問をしているのです。そういうものは皆さんの判断の材料になるのではないのでしょうか。

○中村会長 今のところ、100%は二つぐらいしかないということです。

○吉中副会長 ですから、100%除外されてしまう、裁量が全くなくなってしまうということはあり得ないですけれども、カーボンシンクとしてやっていくという地元としての方針を検討して決めていただければすごくありがたいし、それを支援していく北海道の方策があれば素晴らしいと思うのですけれども、利尻、奥尻については別の基準を考えるといいと思います。

○中村会長 今、どういう基準を考えるかまでは行けないのですが、ひとまず、普通地域については市街化区域以外を全て規制するという案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

○白木委員 ちょっといいですか。選択肢は幾つあるのですか。

例えば、先ほど能條委員が出した意見とか、私の適用除外の件とか……

○中村会長 適用除外とか何とかというのは、今、ここで議論しなくても……

○白木委員 それがいいとは言っていないですよ。それを完全に押しているというわけで

はないのですが、でも、そういった様々な意見が出ていて、それがちゃんと議論されていないと思うのです。

○中村会長 提案してください。例えば、適用除外というのはどういう形でやればいいのか、委員に分かるように言っていただければいいのです。

○白木委員 適用除外の一つの例としては、全域で、先ほど市街地を全部入れてしまうのは問題ではないかという話が出ていたので、では市街地のうちのどういう部分をつくっていいと。

○中村会長 今の提案は、市街地を除くということですから、適用除外にはなりません。

○白木委員 先ほど、市街地を全部除いてしまうのも問題があるのではないかという意見が出ていたと思うのです。

○中村会長 僕は、それはあまり覚えていません。

○吉中副会長 そもそも市街地の定義があっちへ行ったりこっちへ行ったりしているところが問題であって、植生自然度1の場所なのか、市街化区域、市街化調整区域というくくりでいくのか、あるいは、市街化された中でも樹林地を除くのか、その辺りが明確になっていないと思います。

○中村会長 僕は、この指針の中で、市街化調整区域はこの適用から除外するということがある程度提案されているので、それを思うと、先ほど井上委員が言った都市計画上の市街化区域でよろしいのではないかと思います。

その中に公園があるかどうかは、現状では細かくはできないので、それは、それこそ自治体がきちんと考えて対応していただければいいと思っています。

それも合意していただけますか。定義が分からないと言われてしまったのですが、その定義でよろしいですか。

その市街化区域を除いたそれ以外を普通地域においては脱炭素の促進区域から除外するというところについてお諮りしてよろしいですか。

○井上委員 もうちょっと明確に、資料4-3の20ページの温対部会からの答申では、普通地域で自然植生度9、10の地域を除外区域という答申が上がっているのですが、今、会長が決を採ると言ったのは、自然植生度は関係なく全て除外区域に設定していいかという決ですか。

○中村会長 植生自然度に関して悩ましいのは、どこのランクまで除外区域に入れるかということです。

吉中副会長がおっしゃるとおり、カーボンを吸収するというイメージからすると、植林地についてもカーボンを吸収していくという先ほどの山中委員の意見もあって、その辺をいわゆる自治体の裁量に任せるかどうか悩ましいところです。それから、二次草原についても悩ましいのです。

○井上委員 今、決を採られようとしているのは、植生自然度は関係なく普通地域を除外区域に設定するということですか。

○中村会長 あるいは、植生自然度の中から、どれかは自治体側の裁量に回したほうがいいのではないかという意見があって、それも今から議論しなければならないのです。

○吉中副会長 明確にしたいのですが、植生自然度を動物の重要な種、生息地への影響の判断根拠にする科学的な理由というのは審議会としてどう説明できるのでしょうか、それについて皆さんのご意見をいただきたいと思います。あるいは、景観のところでも結構です。景観の点から、植生自然度8、9、あるいは7、8、9、あるいは6、7、8、9、あるいは2次草原を除く、景観上の影響からそれを除くというのは、審議会として対外的にどう説明すればよろしいのでしょうか。

○中村会長 私は何度も言っているのですけれども、動物を組みした形の具体的な地図が実際にはないので、今、我々が使える基準になるものはこれしかないということです。

それがあるならばぜひ言っていたきたいのですが、それが出てこないで、結局、今のところ、自治体の裁量権を求める自然度を議論するときはこの植生図しかないと思います。

景観についても同様です。景観図がきちんとあればそういうことは議論していけると思うのですけれども、今のところはないので、今ある材料でやっていくしかないと思います。それがなければ、全て自治体の裁量権を失ってしまうのはあまりいいことではないと私は思います。

○吉中副会長 裁量権のところはまだ議論が必要だと思うのです。私は、利尻と奥尻であれば、その二つを特例で考えればそれでいいのではないかということをお願いしています。その二つの島に引っ張られて北海道全域にそれを適用するというのはおかしいのではないかということです。それから、動物、あるいは景観上の区域を明確にした重要な場所がないから、非常に関係性の薄い植生自然度をもってそれを分類するというのは、環境審議会として非常に不適切な判断をしてしまうと私は認識していますので、それをどう説明すればよろしいのか、教えていただければと思います。各委員へのご質問です。

○中村会長 私はもう回答しているので、ほかの方々からご意見があればお願いします。

○大橋委員 今の議論で、奥尻は100%除外区域になってしまいますが、それでもいいということですか。

○吉中副会長 そういう場合は、奥尻についてはそれを適用しないという特例扱いをすればいいのではないかという提案です。

○大橋委員 実際問題として、奥尻は今、環境省の脱炭素先行地域に手を挙げて、地熱とか洋上風力を含めて再エネの取組をしようとしているので、奥尻の立場から言うと、今、副会長がおっしゃったように、特例で100%除外ということではないよとしないと、奥尻のこれからの未来のまちづくりとか計画が立ち行かなくなってしまいます。それはそれで除外ということになると思うのですけれども、同じように、各自治体である一定の基準を決めて、各自治体で、私の地域は除外地域ではないけれども、あえて除外にしますというのは、自治体にある程度判断させるということではないかと思うのです。

先般、新聞に出ていましたけれども、名寄のほうでイトウの生息地に洋上風力の話があって、このままではイトウ自体が絶滅してしまうかもしれないという話がありましたが、地元でそれをどう見ているかです。観光資源と見ているのか、地元の価値観で判断して決めるという権利はあると思うのです。ですから、ある一定の基準は決めるけれども、その中で、地元としてもここには再エネ施設はつくらせないというスタイルの決め方がいいのではないかと思うのです。

私は、どちらかという中村会長の意見に賛成で、今、基準がなくて、例えば、ここに希少種がすんでいます、ここは保護しなければ駄目ですとなったときに、そのマップがないと自治体に何も示せないなので、そこを議論していくと、多分、いつまでたっても基準を示せないままになってしまうという気がしています。

そういうことでいくと、まずはある基準を定めて、その中で自治体で判断させる部分をつくっていくということですね。

それから、森林の吸収源の話をする、吸収だけではカーボンニュートラルの目標達成に追いつかないので、一方で、再生可能エネルギーを生産する設備はどうしても必要なわけで、バランスの問題かと思うのです。

そのバランスをどう取っていくかということなので、自然保護の観点と、カーボンニュートラルの達成という観点と、ここはお互いに相反する部分はあるのですが、中長期的な視点に立つと、そこで歩み寄っていかないと基準はつくれないと思います。そういうところで、どちらかの意見である程度の方向性を決めて、特例をつくって、そこで調整するという仕組みにしたほうがいいと思います。

○中村会長 実は、この植生図をなぜ使わざるを得ないかという、吉中副会長の言っているような批判も考えた上で、我々は自治体の裁量権としてどこを認めていけばいいのだろうか、先ほど話があったように、自然公園の普通地域を全部入れてしまうと全部囲われてしまうということで、吉中副会長は、それならば特例措置的なものをやるという意見でした。僕は、特例措置というのは、そうではないぎりぎりの少ない面積だった市町村に対して、なぜ奥尻だけ特例なのだということもまた出てきそうで、それが嫌なのです。

今、事務局でそれがどのくらい出てくるのか分からないので、ひとまず進めたいのですが……。

○白木委員 足を引っ張るようで本当に申し訳ないのですが、今、決を採るとして、先ほど部会長から報告のあった自然公園の隣接地域という課題が出ていました。

意見として、植生の景観の専門家なんでしょうか、自然公園では、風力に関しては自然公園から5キロ以内の範囲は隣接区域として建てないとか、そういう考え方をしていくと、そういった隣接区域をどうしていくかという検討も必要であろうと、隣接区域についても考慮対象とすべきという意見が部会で出ています。

隣接地域というものが出来たときに、これも無視はできないと思うのですが、先に普通地域を決めてしまうと隣接地域のほうが悪くなってしまうとか、そんな問題も出てく

と思うので、併せて考えないと駄目ではないかと思うのです。

○中村会長 隣接地域は、あくまでも考慮地域の話と書いてありましたね。

○白木委員 そうです。

○中村会長 今は除外区域の話ということで、まずはそこからいきませんか。そこを一遍に議論し出すと混乱してしまいます。

ひとまず、今言った論点は分かったので、先ほど言ったように、自治体の裁量権を残すという意味では、山中委員も言われたように、10に自然草原も入ってくるので、植生自然度8、9、10はまずは除外しよう、それに対して、先ほど大橋委員が言っていたように、それ以外は自治体でいろいろ検討していただくという形でやるということと、もう一つは、市街化区域だけを認めて、これ以外の部分は全て除外する、つまり市街化区域以外の普通地域には建てられないという形にするという二つだと思うのですが、オンラインの委員、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 全てに答えられていない状況の中で恐縮ですが、植生図を使い、植生自然度8、9、10については、非常に自然度が高いので促進区域から除外するということについて、賛成の方は手を挙げてください。

(賛成者挙手)

○中村会長 8名ですね。

確認のために、市街化区域のみを除外区域とすることに賛成の方は手を挙げてください。

(賛成者挙手)

○中村会長 4名ですね。

武野委員は棄権するということですね。

それでは、見直し規定はつくりたいと思いますので、例えば、2年後なり3年後なりに本当に問題が起きるようであれば、もう一度この基準を見直すということで検討していただきたいと思います。

○吉中副会長 先ほど皆さんにご意見を伺ったのですけれども、お答えをいただいております。

ただいま植生自然度を使うということに賛成された委員に、対外的にどういう説明をされるのか、教えていただきたいと思います。

○中村会長 申し訳ないのですが、それは一人一人いろいろな考え方の中でやられていると思いますし、今、一人一人意見を聞いては先に進めなくなってしまいます。座長としては、賛成された方はなぜなのですかということを一々聞く時間はこの審議会の中にはないと思います。

○吉中副会長 分かりました。

それでは、外から聞かれた場合は、先ほどの中村会長のお答えで審議会として回答することによってよろしいでしょうか。

○中村会長 取りあえず、私個人としてはそういう形で進めたいと思います。

○吉中副会長 審議会としての答申ですので、答申についてどういう理由をもってそれをしたかというのを聞かれた場合、答える義務が生じると思うのです。

○中村会長 質問案件は、いろいろなところで様々な方々から出てくると思います。一つ一つをどうやって説明するかまで議決を取るとするのは、やっている時間がないので、先に進めさせてください。

○吉中副会長 ですから、例えば、私が聞かれたらどう答えればよろしいですか。自然環境部会の委員に対してはどう答えればいいのですか。

○中村会長 議事録に載っていると思いますので、吉中さんは自分としてはそれが出ていないからおかしいと発言した、中村座長はそう言って、その後、議決をしたという事実関係だけでいいと思います。

○吉中副会長 了解です。要するに、使えるデータが植生自然度しかないので、やむを得ずそれを使ったということですね。

○中村会長 はい、結構です。

それでは、次に移りたいと思います。

次の課題について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（尾原課長補佐） 次は、鳥獣保護区の扱いについてです。

資料4-3のスライド資料の23ページをご覧ください。

前回ご説明した中で、今ご審議いただいた自然公園の扱いと同様に、鳥獣保護区の特別保護地区以外の地区で植生自然度9、10の場所を除外するのか、8以上を除外するのかということと、冒頭にご説明のあった自然環境部会の意見を踏まえてご審議いただければと思っています。

以上です。

○中村会長 鳥獣保護区の問題について、この前の議論はありましたか。

○事務局（尾原課長補佐） この前は、大変恐縮ですけれども、自然公園と鳥獣保護区を一緒にご審議していただいております。

○中村会長 先ほどの議論は普通地域についてですね。鳥獣保護区について、特に8、9、10になると思うのですが、同様の提案ですけれども、それで問題ないのか、問題がある場合はどういった問題があるのか、意見をいただきたいと思います。

○吉中副会長 鳥獣保護区の場合は、特別保護地区以外も除外区域にした場合、市町村の全域が鳥獣保護区になる市町村はどこがあるのか、教えてください。

○事務局（尾原課長補佐） スライドの23ページの左側の下段に天売島と焼尻島を示していますが、ここが島イコール鳥獣保護区のエリアとなっています。そのほかには、利尻島と礼文島は、100%ではないですけれども、99%に近いでしょうか、ほぼほぼ沿岸線いっぱい鳥獣保護区が設定されている状況です。

○吉中副会長 それであれば、島というのは特殊な事情ということだと思いのです。であ

れば、島嶼を抱えている市町村についてはこれを適用しないというのが合理的な気がいたします。

○中村会長 適用しないというのは、島についてはどういう形で規制していけばいいのか、つまり、脱炭素の除外区域をどう扱えばいいのかについて提案をお願いします。

○吉中副会長 島については、鳥獣保護区の特別保護地区以外は除外区域としないということです。全道的に鳥獣保護区全域を除外区域とするが、島嶼を抱える市町村においては特別保護地区以外は除外区域としないというご提案です。

○中村会長 特別保護地区と特別保護地区以外という感じですね。島については、植生自然度を使うのではなくて、今言った特別保護区以外については除外区域としないという提案です。

ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 私は、先ほどの吉中部会長の意見に賛成で、道の指定鳥獣保護区に関しては、普通地域も含めて、島以外は全て除外区とすべきだと思っています。

というのは、鳥獣保護区というのは、もとより希少種がすんでいるとか、集団繁殖地があるとか、地域の生物多様性の維持の上で重要だということが明らかな場所ですが、そういう場所は基本的に普通地域であっても入れるべきだと思っています。

また、普通地域と特別保護地区という線引きについてですが、前回、自然環境部会で、ある場所の鳥獣保護区の指定に関する答申を行ったのですが、そのときに、その場所は、希少な鳥獣が複数種営巣していて、かつ、集団繁殖地にもなっているところだったのです。

ほかの場所であれば、大体は特別保護地区になっていると思うのですが、そこが抜けていて、道に特別保護地区と普通地区はどういう線引きがされているのかを伺ったところ、明確な線引きはないということだったのです。

ですから、保護地区であっても、そうでなくても、明確な線引きがないのであれば、これは重要な場所として入れるべきだと私は思うのです。

これに関して、詳しいことは道の担当者に伺ったほうが良いと思います。

○中村会長 結論としては、吉中提案に賛成であるということですね。

ほかはいかがでしょうか。

今の吉中提案でやった場合に、島については特別保護地区以外の部分は除外区域にしないとした場合に、市町村の裁量でその場所のできるのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 島については、天売島、焼尻島については、道の鳥獣保護区で言えば特別区域がないので、特別保護地区以外の地区を除外しなければ検討は可能となっております。利尻島と礼文島においてもそうです。

先ほど、自然公園の議論の中で中村会長からお話があったかと思うのですがけれども、例えば、七飯町など町の半分くらいが鳥獣保護区となっているところについても同様の対応をしてほしいといった要望があるかもしれませんが、そこに対してどうやって説明するのかということはあると思います。

○中村会長 逆に大丈夫なのですか。特別保護地区以外しかない島があるようなことを言わなかったですか。そうではないですか。

○事務局（尾原課長補佐） 特別保護地区しかない島はありません。

○中村会長 特別保護地区以外のもので全部覆われている場合は、島の全ては除外区域にならなくなってしまうと思うのです。

○事務局（尾原課長補佐） 今、利尻島と礼文島を拝見していますが、ここは特別保護地区ではない地区で覆われていることになります。

○中村会長 そうなると、鳥獣保護の観点からは、再生可能エネルギーが全て自治体の裁量権になるということですね。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。

○中村会長 吉中副会長も、今のお話を聞いて、それでいいですか。逆に、植生自然度で縛ってしまったほうが……。

○山中委員 今のことは、あくまでも鳥獣保護区の話であって、国立公園とか自然公園の網はかかっているのですね。

○中村会長 そのとおりです。鳥獣保護区の網が考慮のほうに入ることになると思います。

よろしいでしょうか。もしよろしいならば、私も吉中提案でよろしいのではないかと思います。

○白木委員 私は、普通地域も全域を除外したほうがよいという意見を申し上げたつもりでした。

○中村会長 そうなのですね。吉中副会長の意見は、島については、普通地域は除外しない。

○白木委員 島については除外しないですよ。

○中村会長 今回の議論もそうです。

○白木委員 島以外のところに関しては……。

○中村会長 七飯町とか何とかがあつたけれども、そんなに大きな話ではないと思うので……。

○白木委員 島以外のところについては、普通地区も除外区とするということですね。

○中村会長 そういうことです。

これにご異議がある方はいらっしゃいますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、鳥獣保護区についてはそういう方向でいきたいと思えます。

○中村会長 続きまして、説明をお願いいたします。

○事務局（尾原課長補佐） 続いて、天然記念物の扱いです。

資料4-3、スライドの26ページをご参照ください。



前回の審議の中で、天然記念物については、区域が定められているものは除外区域に設定し、区域が定められていないものは、考慮対象事項の中に専門家に関する確認の事項を入れてはいかかという宿題をいただいていた。

資料4-9をご参照ください。

めくっていただいてナンバー9に、ご意見として、できる限り専門家等の意見を聞き、既存資料を参考に、当該地が生息地に該当した場合は設置を避けるべきと記載してはどうかといった意見をいただきまして、中村会長からは、新たな調査をして、すべからく除くことはできないと思うというご意見をいただいております。

このことへの対応案として、考慮対象事項、天然記念物の適正な配慮のための考え方に次のとおりレッドリスト掲載種と同じような記載を追記しているところです。事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関などに聴取した上で環境の保全に必要な措置を講ずることという形で対応してはどうかということでまとめさせていただきまして、既に資料4-1の基準案にもそのように反映しているところです。

○中村会長 ということは、天然記念物の扱いについては、現状ではどういう案になっているのですか。考慮対象区域になっているのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 動物等で区域が定められていないものについては考慮対象事項になっていて、定められているものは除外区域になっています。

○中村会長 いかがでしょうか。

○吉中副会長 今のご説明は、資料4-1で言いますと、事業種ごとに異なると思いますけれども、8ページの適正な配慮のための考え方のところをご説明いただいたということでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 資料の11ページです。その他北海道が必要と判断するものの中で、国指定史跡名勝天然記念物、道指定史跡名勝天然記念物と中ほどに記載されてございますけれども、下線の部分を追記したところでございます。

○吉中副会長 これは、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響という配慮事項ではないのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） この史跡名勝天然記念物は、資料の5ページですけれども、その他北海道が必要と判断するものとして除外区域に設定していたしましたので、それに呼応して、その区分に考慮対象事項として記載しているところです。

○中村会長 今の説明で納得しましたか。

○吉中副会長 少し奇異な気がいたします。なぜ希少種と同じようなものがその他に当たるのか。除外区域と対応しているカテゴリーライゼーションだと言われるとそうかなという気もしますが、それであれば、除外区域の史跡名勝天然記念物というのがその他ではない種のほうに移動したほうがいいのか、そういう議論もあり得ると思いました。

この辺は白木委員のご知見をお借りしたいと思うのですが、例えば、8ページの

レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種と地域を定めていない種指定の文化財、指定文化財、天然記念物というのは、種としてはかぶっていると思うのですが、同じ種が別のところに書かれるようなことになってしまうのかなという懸念です。

○中村会長 事務局、教えてください。

○事務局（尾原課長補佐） 天然記念物は、資料4-3のスライドの25ページにどういった状況かを記載してございますけれども、史跡名勝天然記念物というくくりで考えますと、今ここでお示ししている動物、鳥や魚以外に植物や洞窟も史跡名勝天然記念物になっていますので、その他、北海道に必要なものとして記載しているところです。天然記念物は動物だけではないということです。

○白木委員 事情は分かるのですが、生き物も文化財ですけれども、物に対する配慮の仕方とは異なるものになるので、吉中副会長がおっしゃったように、生き物の文化財とか天然記念物に関しては保護しなければいけないというのが前提になっていますので、配慮すべき動物の事項に入れて、物の文化財はこちらに書くという形で書き分けたほうが分かりやすいのではないかと思います。

○中村会長 多分、法律的なことも違いますが、分けるかどうかということだけなので、そんなに大きな問題ではないですね。

事務局提案の内容に対してはいかがでしょうか。

○白木委員 配慮事項とするということですか。細かい書きぶりとか適正な配慮のための考え方も含めてということですか。

○中村会長 実際に11ページにある書きぶりも含めてです。

○白木委員 書きぶりも含めてですね。

書きぶりも含めますと、希少種、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響という項目と同じような修正が必要ではないかと私は考えていて、そのときに一緒に説明したほうがいいと思いました。あくまでも私が意見するのは、天然記念物のうちの動物だけなのです。

扱いは、希少種の動物の項目に入れるものだと考えていたので、その書きぶりについては修正したほうがいいと思います。

○中村会長 どういうふうに修正しますか。

○白木委員 私は、配慮すべき動物に関しては、前回の温対部会で附帯のほうに入れるとされている、センシティブティマップ以外に特異的に出ている生息適地地図であったり、営巣木等からの離隔距離という公表されている資料があるので、それを使った上でよりきめ細かな配慮事項を書くべきという意見を自然環境部会で出しました。そのときには、研究者に聞き取りをしつつまとめた資料を提出しましたが、それが配られているかどうか分からないです。

ですから、配慮のための考え方に関しては、よりきめ細かい形で、特に、例えば既に北海道内で問題が生じていて紛争になったりしている種とか、極めて個体数が少なくて再生

可能エネルギーの立地としては非常に不向きであろうという種を取り上げています。

ただ、私の非力で全ての種について網羅はできていないのですが、自分が専門としている希少猛禽類とイトウに関してはそういった資料をまとめております。

○中村会長 それは、配慮事項にどう書き込むかということですか。

○白木委員 そうです。

○中村会長 分かりました。私個人としては賛成です。先ほど、座長がそういうことをやっては駄目だと怒られたのだけれども。私もそれは大事だと思うので、配慮事項に。今、いろいろな研究がされていて、まだ正式な公開をご本人も含めてやれていないとか、新たなデータがつくとまたそれが変わるとか、いろいろなことがあり得ると思うのですが、今、既にあるものについては、自治体がそれをきちんと見て、専門家の意見を聞いて検討してくださいという意味ですね。

○白木委員 そうです。

できればこの資料を皆さんに見ていただきたかったですけれども、配られていますか。

完璧というわけではなくて、整文が必要ですがけれども、私が付け加えたこととして、配慮のための考え方を専門家に聞くとありますね。しかし、希少猛禽類とかイトウといったものの生息地、地点の情報というのは極めて一部の研究者しか知らないのですよ。

ですから、例えば、地域の情報に詳しい方に聞いても絶対に答えられないので、私は、この問題に関しては、道が窓口になって、営巣地点とか生息地を知っている研究者に照会したらいいと思います。その件に関しては、私が調べた限りの研究者にはそれでもいいと了承を得ています。

○中村会長 了解です。

今言っているように、自治体がそれをやるのはすごく大変なので、道がそういうところをサポートするという意味だと思います。それは道総研も含めてやっていただくのが一番いいと思います。

今日は細かい文言まで煮詰められないのですが、今言った方向についてはいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 では、その方向で行きたいと思います。

文案については、白木委員と私と事務局で考えて皆さんにご提示するスタイルにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、天然記念物については、今言った方向性でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、そのように進めたいと思います。

今、5時を過ぎているので、ここで休憩を取りたいと思います。

[ 休 憩 ]

○中村会長 再開いたします。

続いて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（尾原課長補佐） 資料４－３のスライド２９ページをご覧ください。

K B I と I B A の扱いについてです。

K B I と I B A の位置図をお示ししてはいますが、かなり広いエリアが設定されている状況の中で、前回の１０月１２日の審議会の中では、スライドの３１ページ目に記載されている温対部会の答申案についてご審議いただいていたのですが、これを修正する、あれを修正するというお話はなかったと思っています。本日は、自然環境部会でのご審議、ご意見も踏まえてご審議いただければいいのかなと思っています。

以上でございます。

○中村会長 現状はどこに書いてありますか。

○事務局（尾原課長補佐） スライドの３１ページ目の半分から下側で、K B A は考慮対象事項に設定、I B A については、太陽光発電、風力発電施設は市街地を除いて除外区域に設定し、その他の施設では考慮対象事項に設定することでご審議をいただきました。

○中村会長 たしか、市街地の問題が自然環境部会からも出てきていて、これは先ほどの市街化調整区域の問題の話の中で、都市計画法における市街化区域と考えていただくということで、その中の樹林地や何かが含まれて、その場所に依存する種も確かに存在すると思うのですが、今のところ、事務局の提案、もしくは、私が事務局と議論してきた中では、そういったことは自治体の裁量の中できちんとやっていただくということでこの提案になっているということです。

皆さん、いかがでしょうか。

特にご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、事務局提案ということで進めたいと思います。

続いて、事務局からお願いいたします。

○事務局（尾原課長補佐） 風力発電における鳥類のセンシティブティマップについてです。

これについては、同じ資料４－３のスライドの３３ページ目にセンシティブティマップの設定状況を全道のマップと根室半島をクローズアップしたものをお示ししております。

続いて、スライドの３４ページの中で、温対部会の答申案として、センシティブティマップを考慮対象事項に設定し、適正な配慮のための考え方のところ、注意喚起レベルA 3以上の区域は再エネ事業の実施を避ける、やむを得ず当該地を避けられない場合や注意喚起レベルA 2以下の区域は、確実な生息地情報を得た上で専門家に確認して影響のある範囲を除外すると設定という形でご審議いただいたところです。

ご審議の中で、井上委員から、センシティブティマップの設定目的について宿題をいただいております。

資料4-9のナンバー10に、センシティブティマップについていただいた宿題を記載していますけれども、ご意見としまして、環境省はセンシティブティマップは事業実施に十分配慮するものとなっているが、道として除外する扱いをすることに問題はないかということを経済省に確認してほしいという宿題をいただきました。

環境省への確認結果と対応案を右側の対応案にお示ししているところでございます。

環境省の回答は、「作成時点で利用可能な情報のみで作成されており、状況の変化に対応できていないものと考えている」、「10キロメッシュは粗く、その中でも重要なところとそうではないところに分けることは可能であり、1キロメッシュで作成し直す必要性を感じているマップである」、「現行のマップを再エネのゾーニングに使用することは不適切とまでは言えないが、より丁寧に地域を見てゾーニングすることがよいのではないか」という回答をいただきました。

環境省の回答を踏まえると、現在の基準案のように原則避けるとするのは、いささか過剰ではないかということで、以上から、センシティブティマップは適正な配慮のための考え方を、以下のとおり、確実な生息地情報を得た上で専門家に確認して影響のある範囲を避けることとしてはどうかというように資料を修正してご提案しているところでございます。

以上でございます。

○中村会長 最後におっしゃられたところは、パワポではないのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 反映したところは、資料4-1の17ページのところの風力発電の中ほどが風力発電の鳥類のセンシティブティマップになっています。

今、17ページに記載しているところは、環境省に確認する前の状況をそのままお示ししているところでございます。

資料4-9の環境省回答を踏まえて、資料4-9のように修正してはどうかといった形でご提案させていただいているところでございます。

ですので、資料の4-1は修正前、資料4-9の対応案のところは修正後の提案となっております。

○中村会長 事務局が環境省に聞いて、こういうふうに変更したいということですね。

これは、今現在書かれている注意喚起レベル何とかということが全部排除されて、確実な生息情報を得た上でというだけの文章になるということですか。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。

○中村会長 いかがでしょうか。

○白木委員 この10キロメッシュの中に含まれている場合は、含まれている中の希少種の生息情報を全部きちんと収集するよということですね。

現地調査も含めて専門家にも確認して、確実な生息情報を市町村が自分で得ることを求

めたということによろしいですか。

○事務局（尾原課長補佐） 確実に生息情報を得た上で専門家に確認して、影響の範囲を避けることとしてございます。

○中村会長 ということは、ゾーンのA3とかA2というのは全く関係なくて、全てですか。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。

注意喚起レベルが設定されていないところは特に配慮することがなくて、注意喚起レベルが設定されているところについては、そういったことを調べて配慮していただく形になると思います。

○白木委員 情報なしも含まれるわけですね。情報なしというのは、調査をされていないとか情報がない場所ということなので……。

○中村会長 そうなったら、左側を見ると全てになってしまうのではないですか。そんなのは意味のない話でしょう。

○事務局（尾原課長補佐） 情報なしについては対応が不要のかなと思っています。注意喚起レベルが設定されているところについて配慮するということを求めているかがかというところですよ。

○白木委員 でも、情報なしというのは、情報がないだけで、いないということではないですね。環境省がつくっているのは、コメントも非常に逃げていると思うのですけれども、結果的に何も示していないマップだと言っているような印象を受けますし、これを環境省のどこに聞かれたのでしょうか。野生生物課に聞くと違う回答だったかもしれません。

○事務局（尾原課長補佐） 北海道地方環境事務所に尋ねましたので、北海道地方環境事務所から環境省の本省に問い合わせ、こういった回答があったのではないかと推察しています。

○中村会長 でも、考えてみたら、今書いてあるほうも、「レベルA2以下の区域は」と書いてあると、全部入ってしまうのですね。

○事務局（尾原課長補佐） そうですね。

○中村会長 書いたけれども、これは実際にはできないのではないのでしょうか。

白木委員、専門家に聞くということだけ、確認してということだけですけれども、これで機能しますか。

○白木委員 確実に生息情報を得て、適切な専門家の助言を受けつつゼロオプションも用意して、つまり、ここは駄目だよといった指示であればそこはやめるという措置も含めて影響がないようにすると。

○中村会長 では、現状は、A3レベル区域ということは書かずに、「確実な生息状況を得た上で専門家に確認して影響のある範囲を避けること」という……。

○白木委員 私が最初に提案したのは、A3以上は原則抜くという話だったのです。これは、例えばオレンジの部分とかはかなりクリティカルな種が入っているところです。海沿

いとかは、ウミワシ類だったりタンチョウだったりが入っているので、A3以上は原則抜いたほうがすっきりするのではないかとということでA3以上というふうに提言をしたのです。

情報なしはそのとき考えていなかったのですが、それ以外で希少種の情報がある場所というのは生息地情報を得てということで意見をしました。

○中村会長 ただ、事業の実施を原則避けることというのは、除外区域とは別なのですか。除外区域にしてしまうと、根室半島が覆われてしまいませんか。

○事務局（尾原課長補佐） そうですね。除外区域にしてしまうと、今、根室半島はブルーも注意喚起レベルCというのがありますので、全部が除外されてしまうことになりませんが、考慮対象事項として促進区域に設定する中でも、どこで事業をやるかということに対して配慮していくといった基準かと思います。

○中村会長 ということで、現状の提案は、除外区域ではなくて配慮にして、ちょっと強い書き方で、A3以上については「原則避けること」と書いてあるということですか。

○事務局（尾原課長補佐） 今はそういうご提案をいただいて、こういった記載にしてございますけれども、先ほどの環境省の回答のとおり、10キロメッシュの中でも重要なところとそうでないところの濃淡があるので、つぶさにそこを調査した上で、その部分だけを促進区域から除くとか、その部分については事業をせずに避けて違う場所でやるということで環境に適正に配慮していくということでいかがかと考えております。

○中村会長 皆さん、通じましたか。

○山中委員 温対部会で白木委員のものを使うことに決めたのですが、これは、除外ではないのですが、「原則すること」ということで、原則がなければ除外ですね。配慮するのだけれども、限りなく除外に近いという意味だと理解しています。

○中村会長 そうなると、私は異論があって、あまりにも粗いと思います。除外として自治体に捉えられてしまうと、この根室半島のところは、自治体がこの色の中でも濃淡を見つけながら、こういう場所ならいいだろうという議論をやるようなことを考えておかなければならないと思います。

そうなると、市街地も全部入ってしまいますね。何かやっておかないと駄目だと思います。

○能條委員 質問ですけれども、そもそも風力発電におけるセンシティブティマップということでわざわざ銘打って環境省がつくっているのは、どういう重みがあるとか、何のためなのかということと、レベルのAとかBとかCは、これを見た人にどういうふうに考えさせたいマップなのでしょう。

○事務局（尾原課長補佐） スライドの34ページをご覧ください。

そこに環境省がセンシティブティマップを作成した目的を記載していますが、センシティブティマップの作成目的は、自然環境の保全と再生可能エネルギー導入の両立を図るためセンシティブティマップを作成することで自然環境に配慮した再生可能エネルギーの適

切な導入を加速することであり、その内容は、注意喚起を行うものであって、建設してはいけない場所を示した地図ではないということが環境省のホームページに記載されております。

○能條委員 AとかBとかCというのは、どういう注意喚起なのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 少々お待ちください。

○中村会長 事務局が調べている間に、井上委員、どうぞ。

○井上委員 資料4-1の17ページです。

道の説明を聞いていて分からなくなったのですけれども、センシティブティマップのところで、最初の丸ポツの注意喚起レベルA3以上の区域は事業の実施を原則避けることというの削除されるというのが今日のご提案ですか。

○中村会長 そうです。

○井上委員 私は、温対部会でもずっとこういう答申ですし、これはそのまま残っていてもいいのではないかと思います。ただし、表現として、以上とか以下というのは非常に分かりにくいので、「レベルA1、A2、A3の区域は」と書き改めたほうがいいと思いますし、二つ目の中ポツのレベル2以下というの、A2、A3と明確に表現したほうがいいのではないかなと思います。

ただ、二つ目のポツについては、前回と今回の意見はあまり変わっていないのではないかと認識したのですが、事務局にそこを確認したいと思います。

○中村会長 事務局から説明してください。

○事務局（尾原課長補佐） 以前は、レベルA3以上の区域は、その中での事業の実施を原則避けることといったかなり強い表現になっていたかと思います。ですので、レベルA3というメッシュの中でも、ほぼ事業の実施を原則しないということを求められているのですけれども、何らかの理由で事業の実施を避けられない場合や、注意喚起レベルA2以下の区域では、確実な生息情報を得た上で専門家に確認して、影響のある範囲を避けることという形で、適正な配慮のための考え方を設定しているところです。

しかし、環境省の回答のとおり、注意喚起レベルの高さ低さにかかわらず、メッシュの中で重要なところとそうではないところがあるということになりますと、全ての注意喚起レベルの中で確実な生息情報を得た上で専門家に確認して影響のある範囲での事業を避けるということで再エネとのバランスを取ってはいかがかという趣旨でご提案させていただいているところでございます。

○井上委員 そうすると、この言い方がいいのかどうか分かりませんが、後退していませんか。私の理解は間違いですか。

○事務局（尾原課長補佐） 後退というのは、どういった観点ででしょうか。

○井上委員 要するに、最初の丸ポツのレベルA3以上の区域は、事業の実施を原則避けることがなくなるわけですね。

○事務局（尾原課長補佐） はい。



○井上委員 それでいいのでしょうか。

○中村会長 そこからは議論なので事務局対委員ではないので、井上委員は、おかしいと。この四角が10キロというのはあまりにも粗過ぎるので、その中で自治体が風力に対してやれる場所もあるのではないかとということが論点になるのだと思います。

一律10キロを全部除外するのか、これは除外区域ではないですけれども、相当強い言い方で「原則避けること」ですから、先ほど山中委員が言ったように、それに準ずる考慮区域になると思います。

○井上委員 そういう意味で、私は、温対部会の答申を支持したいと思います。

除外区域にはしていないけれども、非常にきつく制限をかけているという意味で、そこを支持しています。

○中村会長 吉中副会長、どうぞ。

○吉中副会長 書きぶりのことなのですけれども、今議論されている「事業の実施を原則避けること」という書きぶりであったり、その次の項目であれば「環境の保全に必要な措置を講じること」とあったり、多分、事項ごとに恣意的に書き分けられていると思うのですけれども、15ページで言いますと、二つ目の重要な地形のところであれば、「可能な限り改変を避けた事業計画にすること」と書いてあります。

何が違うのかが明確ではないので、その辺をどう書き分ければいいのか、提案があるわけではないのですけれども、慎重に考えなければいけないと思います。

また、その上の15ページの(2)の下から4行目か5行目ぐらいに③で、言わばこれが戦略アセスとして機能するためにも促進区域に設定しないということもあり得るのだということを明確に書いていただいているのですけれども、それはどの配慮事項でそういうことがあり得るのかみたいなのは、どこかにそういう書きぶりのところもあるのですか。

こういうことがあった場合は促進区域から除外すべきみたいな、そういう項目もあると思ってよろしいのでしょうか。

つまり、事業を実施しない、事業計画を変える、あるいは、可能な限り環境の保全に必要な措置を講じるとありますけれども、そのゼロオプションみたいなものは、例えばどの項目でゼロオプションを想定されているのか、教えていただければと思います。

○事務局(尾原課長補佐) 適正な配慮のための考え方で、記載ぶりが様々あるところがございますけれども、保全対象に対して事業がどれほどの影響を及ぼすのかということもありますし、例えば、資料4-1の15ページ目を参照しますと、重要な地形・地質の状況というところで、適正な配慮のための考え方として、「当該区域は可能な限り改変を避けた事業計画にすること」「改変が避けられない場合は土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること」となっておりますけれども、事業によって重要な地形、地質の全てが失われるという状況はなかなか考えられないのかなと思いますと、こういった記載でなるべく影響がないような範囲で事業をしてくださいというのが適正な配慮のための考え方として記載されているのかなと思います。

一方で、保全対象が小さいエリアで、そこに風力発電が立ってしまうと、そのものが全て失われるということであれば、「事業の実施を避ける」といった強い表現を検討するということにもなるかなということ、記載ぶりは変わっているところがございます。

説明は以上となります。

○吉中副会長 それでは、15ページの上にかかれてある③の促進区域に設定しないといった検討を行うべき項目はどれでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 考慮対象事項にいろいろな収集すべき情報をラインナップしているところがございますけれども、これらについて一つずつ確認した上で、市町村が①、②、③のうちのどれを選択するか検討していくこととなりますので、どの項目で③をというのではなく、この全てについて検討した上で結果としてどうするかということを検討していくのだと思っています。

○吉中副会長 度々すみません。

それであれば、全ての項目に③で書いてあることを書き加えることをご提案します。「環境保全の支障を回避することが困難な場合は促進区域に設定しない」という書きぶりを全ての環境配慮事項の適正な配慮のための考え方に書き加えることをご提案いたします。

○中村会長 それは後の話なので、一旦、保留させてください。今は、センシティブティマップの書きぶりの話を決めたいと思います。

それに一つ一つ全部書くのか、まとめて頭出しとして全体に共通する内容として書くのかは後で話をすることにして、ひとまず、温対部会の答申と事務局提案の答申ですが、事務局提案の答申を支持するという意見はありますか。

○能條委員 さっきの質問の答えがまだ来ていないので、どうやって決めていいかわからないです。

○事務局（尾原課長補佐） センシティブティマップをご覧いただいていますか。

まず重要種について、ランク3、ランク2、ランク1という表がございますけれども、ランク3にはイヌワシ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイ、シマフクロウが入って、ランク2はオジロワシというように、選定された10種の生物種についてランク分けされており、その生物種が存在しているか、していないか、というのがランク3に該当するのか、ランク2に該当するのか、ランク1に該当するのかを付加しております。

続いて、右側ですけれども、集団飛来地としての集計のランクを、現地調査を行いました、10キロメッシュごとに、分類群ごとに個体数に応じてメッシュに3から1のランクを付加する形で、集団飛来地としてのランクを評価し、その重要種と集団飛来地のランク分けを合計することによって評価しています。メッシュのランクが6であれば注意喚起レベルはA1、5であればA2といった形で評価しているところがございます。

○中村会長 大体のイメージで、重要種と集団飛来地を考慮したマップであると。そのぐらいで判断していただければと思います。

○能條委員 それは分かりましたけれども、A2とA3はそんなに違うのですか。

○中村会長 グラデーションで分かれていくので、はっきりそこから上が強い意味を持っているかということ、クエスチョンのところはあっていると思います。

○高橋委員 温対部会からA3以上というご提案があって、ただし、それでは機会を奪う可能性もあるのでご審議いただきたいということになっていたと思います。

また、先ほどの環境省の回答にあるように、環境省の10キロメッシュという精度自体が相当悪くて、本来なら1キロぐらいが適当だろうと考えているということですので、何か一言、エクスキューズをつけると。「原則」という言葉がいいか分かりませんが、そういうものをつける形で、やや幅を持たせたほうが少しいいと感じました。

○中村会長 今のお話は、どちらの修正をすればいいですか。

○高橋委員 「除外」というところを「原則除外」にするということです。

○中村会長 「除外」というところにはないですが、「避けること」というのは「原則」がついています。

○高橋委員 失礼しました。「避ける」を「原則避ける」です。

○中村会長 それは、事務局提案のことを言っていますね。

○高橋委員 温対部会の提案です。

○中村会長 では、レベル2以下のところですか。上は「原則避けること」と書いてあるので、専門家に確認して、影響の範囲を原則避けることですか。

○高橋委員 パワーポイントのほうを見えています。

○中村会長 できれば17ページが一番いいと思うので、資料4-1の17ページを見てください。それが答申案ですので、これを見ていただくのが一番確実だと思います。真ん中ぐらいの注意喚起レベルA3以上はと書いてあるところですか。

○高橋委員 理解しました。

○中村会長 このままでよろしいということでもいいですね。

○高橋委員 結構です。ありがとうございました。

○山中委員 温対部会として、これはどうしてこうしたかということ、専門家ではないので、白木委員に聞きたいと思っています。白木委員の意見を尊重したのですが、鳥なので、1キロメッシュである、10キロメッシュが粗いという議論になるのかということですか。10キロメッシュが粗いにとらわれ過ぎるのはあまりよろしくないのではないかと。

先ほど見たように、A3以上と言っていますが、A2が周りにあったりという隣接地域を考えると、A3ということで十分な広さが確保されるのかと温対部会の中では考えたのですが、もう少し専門的に、最初の意見を出した白木委員の専門家としての意見を聞きたいです。

○白木委員 A3以上だと複数種がすんでいる可能性が高いです。恐らく、それに応じた非常によい環境が含まれているということだと思います。その一方で、確かに10キロ全部を使っている種はそうそういないと思います。ですから、全てに建てられないということではないのですが、ある程度いいハビタットがあって、複数種がいるということは、そ

ここで事業をやるのはかなりの困難が予想されます。

ですので、ここはなるべくやらないほうがよいということです。もちろん、鳥類に関してインパクトが大きくなる可能性が高いのでやめたほうがよいということと、ここを扱うのはかなり手ごわいのです。調査もしなければいけないし、いろいろな意見調整をしていかなければいけないので、原則やらないほうがよろしいという意味で、原則避けることというのが望ましいのではないかと私は思います。

○山中委員 ありがとうございます。

特に、風力発電を想定していて、除外する意味が大きいと考え、温対部会でも、厳しめに、除外区域をA3以上にしましょうとしたということです。

○中村会長 ごめんなさい。除外区域をA3ではなくて、原則避けることということですね。

○山中委員 ごめんなさい。この文章のとおりにいたしました。

○中村会長 それ以外の意見はありますか。

○井上委員 温対部会の案を支持しますと言いましたけれども、今の議論を聞いていて、ここに二つのポツがあるのは、今日の道の提案では非常にシンプルになったのですが、シンプルにし過ぎだと思います。

事業の実施を避けられない場合や注意喚起レベルA2以下の区域はという曖昧な表現をやめて、レベルA1、A2、A3の区域については、確実な生息地情報を得た上で専門家に確認して、影響のある範囲で原則事業は実施しないという表現がいいと思いました。

○中村会長 それは、A3以上と書いてあるところですか。それとも二つ目のポツのところですか。

○井上委員 はい。一つ目のポツは削除して、二つ目のポツにレベルA1、A2、A3の区域はということで明確に示すという提案です。

○中村会長 A2以下についてはどうしますか。

○井上委員 A2以下は何を示しているのか、私は明確に分からないのです。A2とA3ではないのですか。

○中村会長 本当ですね。なぜA3以上とA2以下になるのでしょうか。それだと重なっていますね。

○井上委員 そういう意味で、先ほども以上とか以下というのは非常にややこしいと言ったのですけれども、A2以下は何を示しているのか、明確に分からないです。A2以下ということは、A2とA3ではないのですか。

○中村会長 本当ですね。なぜA3以上とA2以下になるのでしょうか。それだと重なってしまいますね。

○井上委員 そういう意味で、先ほども以上とか以下はややこしいと言ったのですけれども、A3以上でA2以下ということは、A2とA3かなと思いました。

○瀧波委員 A1、A2、A3の区別がよく分からなくて、全てレベルAというくくりで

考えればいいのではないかと思います。もう一つ、B、Cというのが何なのかよく分かっていないのです。

○中村会長 これは、白木委員が提案されたときと違いますか。重なってしまっています。

○白木委員 これは、私の提案をそのまま載っているのですか。

○中村会長 分らないです。何か間違いがあったような気がします。

○白木委員 おかしいですね。

○山中委員 多分、修文するとき間違いがあるので、ここで正確に決めたほうがいいと思います。

○白木委員 要するに、A3に入っていないそれ以下のB、Cということですね。

○中村会長 そうですね。事務局、これは間違いではないですか。

○事務局（尾原課長補佐） 失礼しました。こちらの間違いかと思ひます。

○中村会長 A3以上のところは間違いではなくて、井上委員が言ったように、A1、A2、A3と書いて、それ以外のB、Cについてということですか。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。

○中村会長 では、そういう形で修文して、これを入れることにしたいと思ひます。

○中村会長 続いて、お願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 次のテーマについては、前回の環境審議会でご審議いただひていない事項になります。

資料4-3のスライドの35ページ、考慮対象事項についてご説明いたします。

スライドの36ページ、37ページ、38ページに、白木委員から具体的に考慮対象事項についてこう書いてはいかかというご提案をいただきまして、そのように修文したものをこのスライドでお示ししています。

スライドの39ページに委員意見の論点をまとめましたけれども、まず、適正な配慮のための考え方として、環境省の種の保存法、国内希少野生動植物種に指定された鳥類及びレッドリスト絶滅危惧種IB類、IA類のうち、北海道として保全の必要性が種や、風車への脆弱性が認められる種への対応を各種の有識者に確認するなどして明記すべきとして、次のご審議のご提案をいただき、オジロワシについて、営巣木から半径1キロメートル以内の範囲は除外、半径2キロメートル以内の範囲は原則除外とすることでどうかというご意見をいただひています。

あわせて、累積的影響について当該区域が保全すべきレッドリスト掲載種の生息地や渡り経路などにあり、一定のキロ以内、ここは検討してほしいというご意見ですけれども、そこに計画中の既存の風力発電施設がある場合は、その全容を示し、方法書以降において実施する累積的な影響の査定評価に対する見解を示すことといったご意見をいただひているところです。

このことについては、その下に温対部会の中での審議結果としまして、潜在的マップな

どは現在も研究中であり、研究結果や情報が更新されてマップも更新される。また、マップを公表することで希少種の乱獲につながるおそれもあることから、将来的な課題として意見を附帯してはどうかといった形で附帯意見が付されたところです。

あわせて、累積的影響についても、環境影響評価審議会でも長期にわたって検討しているが、明文化できていないことから、附帯意見としてはどうかということで、附帯意見案が挙がっているところです。

続いて、スライドの40ページ目ですが、同じく白木委員から、適正な配慮のための考え方として、事後調査について、次のように記載、審議の提案というご意見をいただいております。不確実性のある項目については事後調査を義務づけるべきと考えて事後調査を実施すること。また、事後調査において悪影響が確認された場合は、確実な悪影響回避措置を取ること。また、事後調査の結果については、北海道のほか、要請のあった場合には地域住民にも情報を開示すること。こういったご意見をいただいております。

温対部会の中では、資料4-1の答申案の第3章 留意事項です。

上から四つ目の白丸ですが、再生可能エネルギー施設の運転開始以降も、周辺施設における生活環境への影響、野生動植物の生態や生息域への影響、地域資源への影響などのモニタリングを実施し、結果を定期的に協議会において公表し、関係者の保有するデータも併せて意見交換をすることで影響評価しつつ、運転や全体計画を見直す順応的管理を検討することというものを追記することで、温対部会の答申案としてまとめられたところです。

あわせて、スライドの41ページ目ですが、温対部会で取りまとめられた附帯意見案としては、今お話のあった関連の中で三つ、保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを示したマップを主体的に作成することが望ましいこと。希少種の生息域マップ、営巣木と再生可能エネルギー施設の離隔距離、累積的影響を把握する手法などが今後確立され公表された場合は、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の計画に当たり、適切な環境配慮が担保できるよう基準を見直すことは望ましいこと。また、人的・技術的リソースに限られる市町村が促進区域の設定を検討するに当たり、北海道が市町村を適切に支援することが望ましいこと。これらを附帯意見としてはどうかということでまとめられました。

ここの附帯意見については、一つ目の丸の保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを記したマップを主体的に作成することが望ましいということについては、中村会長から、資料4-1の留意事項の中に移してはどうかというご意見をいただいております。

資料4-1の79ページですが、上から三つ目の白丸の下線を引いたところです。保護増殖事業対象種のような希少種の生息分布確率、潜在適地などを記したマップを、地域の専門家や北海道立総合研究機構などの支援を受けながら、自治体が主体的に作成することというように転記してはどうかというご提案を中村会長からいただいております。

このことについては、後ほど、附帯事項と留意事項のところでもまたご説明いたします

けれども、この別冊は道から市町村に対して基準の説明をする資料になる場所ですので、ここに潜在的マップなどを主体的に作成することと書きますと、北海道から市町村に求めることになってしまいますので、環境審議会としてそのような必要性をご主張いただきまして、ご意見をいただけるのであれば、附帯意見の中で道に対して言っていただく、道の中でそれを適切に検討していくということかどうかと事務局としては考えていますが、あわせてご審議いただければと思います。

また、考慮対象事項については、児矢野委員からご意見をいただいております。追加資料2の5ページ目で、アイヌの人たちの具体的な基準案への反映ということでご意見いただいております。6ページ目の7番に、累積的影響の考慮に関する明示ということでご意見をいただいております。

かつ、考慮対象事項については、8ページ目ですが、11として別冊の基準に明記すべき事項としてゼロオプションと現地調査について記載してはどうかというご意見もいただいておりますので、併せてご審議いただければと思います。

以上でございます。

○中村会長 たくさんあり過ぎて混乱するのですが、考慮対象事項というのは、このページで言うとどこに書かれるのですか。資料4-1の答申の中でです。

○事務局（尾原課長補佐） 資料4-1の答申ですと、太陽光発電は資料の6ページ目から、考慮対象事項として表2から……。

○中村会長 今言っているような累積的影響とか全体に係るような議論を全部この一つ一つに書き込んでいくのですか、それとも、まとめて、例えば（2）のところに書くという意味ですか。それをこっちで決めればいいのですか。

○事務局（尾原課長補佐） スライドの39ページに書いてある累積的影響について記載してはどうかというご意見をいただいておりますけれども、どこに記載すべきかというご意見まではいただいております。

○中村会長 分かりました。では、こっちで決めればいいということですね。

それでは、いろいろな内容が書かれたのですが、順番にいきますか。

考慮対象事項の内容として、スライドの38とか39が説明されて、温対部会の審議が書いてあるのですが、まず、白木委員から、例えば資料4-1にどういう形で書き込むかの提案も含めてお願いします。

○白木委員 その前に、稀少種に対する考慮対象事項の話が最初にあったのではないですか。センシティブマップ等を使ってというところで、私が書いた考慮対象事項に対して、温対部会の審議結果は、適地マップ等は現在も研究中で……。

○中村会長 ちょっと待ってください。

そこは分かるのですが、資料4-1で、ここに書き込むべきではないかと言っていたほうがいいと思います。

○白木委員 書き込むべきではないかというのは、温対部会の意見を受けて……。

○中村会長 温対部会は、結局、何も書いていないのですよね。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。附帯意見になりましたので。

○中村会長 附帯意見に書き込まれたということですね。

○白木委員 私は、先ほど天然記念物のほうでご説明させていただきましたね。温対部会の意見を受けて、各研究者に聞き取りをして、使えるマップがあるか、あるいは、その内容が適正かということを確認して、こういったものをつけてはどうかということで、皆様に配付しているようなものをつくりました。

この内容の生息地周辺における配慮の考え方というのは、原則、種ごとに表しています。それを適正な配慮のための考え方に書くという案です。

○中村会長 それを何ページに書くのですか。

○白木委員 動物に対する重要な種及び注目すべき生息地への配慮なので、例えば、風力であれば、16ページの真ん中より下に、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響というものがございます。

この中で、その前に問題があって、ここは生息地を対象にしているものと種の分布が書かれているものが混じていたのです。例えば、保護区の話であるとか、湿地であるとか、それは生息地なのです。要するに、そこに何という種がいるというようなものが両方混じてしまっていたのです。ですから、ここに書かれている配慮のための考え方は、例えば当該区域はという書き方がされている場所は、その種がいるかどうかに対する資料を集めても、それに対する対応にはならないのです。

なので、私が考えたのは、レッドリストや希少動植物一覧とか、EADAS（イーダス）に含まれている種に関して、この資料のように、まずは種ごとに書いたものと、この種からもれるものですね。要するに、情報が集め切れなかったということと、マップ等がないものに関しては、今、ここに書かれているような感じで、私が書いた資料だと一番上に当たる部分ですが、全部取りまとめた種に対するものという形で分けて入れるということです。分かりにくくて申しわけないです。

○中村会長 この表に種を入れてしまうということです。

○白木委員 私はそれがいいと思います。ただ、附表にして入れてもいいと思います。

○中村会長 そういう形にしておかないと、混乱すると思います。いろいろな種が出てきて、猛禽類だけの話ではないので、混乱すると思います。今言ったように、種に注目した議論なのか、生息地に注目した議論なのか、右側の考え方を分けるということはいいと思うのです。分けたほうが分かりやすいと思うので、それをこの辺で分けて書くということですね。そこに、資料みたいな形で、特に種についてはこの資料を参照するということがいいのではないのでしょうか。

○白木委員 それでいいと思います。

○中村会長 今の部分については、その方向でよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）



○中村会長 ありがとうございます。

事務局もオーケーですか。

後で私も確認しますが、確認をお願いします。

それでは、ほかの問題についてはどうでしょうか。

○中津川委員 資料4-1の79ページです。

三つ目の丸の保護増殖事業対象種云々と書いてあって、マップは自治体が主体的に作成することと書いてあります。

この表現だと、自治体が主体的に作成することと書いてあるのですけれども、温対部会  
の案では、自治体という言葉がなかったと思います。自治体というのは、北海道もそう  
なのですか。

○中村会長 この促進地域を使う側だと思います。

ちょっと待ってください。混乱するので、今のお話は後で議論させていただいてよろし  
いでしょうか。

私が、附帯事項からこっちに移したほうがいいと言った意図は、多くの附帯意見という  
のは、誰が責任を持つのかさっぱり分からなくて結局消えてくのではないだろうか。ここ  
に留意事項として入れておくと、答申の中に必ず埋め込められるので、そのほうがいいで  
す。

でも、今おっしゃったように、自治体やらないということは、北海道がやるのかと私  
は聞いたのですが、別に北海道と書いてくれていいよと言いました。それもできないとい  
う話だったので、そうならば、何らかの形で責任を持ってやるということとどこかが書か  
ないと、結局は何もしないということになると僕は危惧しています。

それは後で話したいと思います。

まずは、白木委員の風力と書いてある36とか37とか39とか、この辺はいいのです  
か。

○白木委員 今の話は、37ページには累積的影響のことを書いています。今、累積的影  
響については、昨日、部会の中で審議しまして、先ほど吉中副会長から説明があったと思  
いますが、動物に対する影響だけではないのです。ただ、私は動物のところで必要事項だ  
と思っています。

ただ、確かに、何キロメートル以内に別の風車があったら考慮しなさいとか、例えば、  
渡り鳥の場合は、中継地、中継地、越冬地とか、離れながら連続した生息地があって、そ  
れぞれの場所での影響が累積的影響になるような場合もあります。その場合は、距離だけ  
では測れないのです。ですから、何キロメートル以内に隣接している場合を検討しなさい  
というのは、今の段階では鳥に関しては無理なので、専門家に尋ねるということしかない  
と思います。専門家に相談して、累積的影響について検討する必要があるかどうかを書き  
込むことを提案します。

○中村会長 それは、資料4-1ですか。

○白木委員 まず、部会の意見としては、留意事項のところに累積的影響が必要だと書き、例えば動物であれば必要だと思います。鳥のところは必要だと思いますが、それ以外に景観とか騒音とか水とか、いろいろなところで必要になってくると思うのですが、それが昨日の部会でもどこに入れるべきかは分からないのです。専門家に聞かないと分からないのです。

○中村会長 取りあえず、我々の同意としてどこかに入れ込むと。累積的影響は測るのが本当に難しいと思うのですが、今、具体例をおっしゃってくださいました。後でサイズの議論も出てくると思うのですが、小粒のものをたくさん集めて累積的な影響になってしまうということは、いわば一基一基の申請については小さいけれども、トータルとしてたくさんになってしまうケースは十分あり得ると思っています。

ひとまず、今の合意点としては、79ページの留意事項のところに……。

○吉中副会長 今、白木委員からの部会の話がありましたけれども、私の理解は少し違っていています。留意事項ではなくて、それぞれの施設ごとの基準の(2)促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項の中に累積的影響も含めて考えなさいということを書くべきです。

これは兎矢野委員の意見のどこかに書かれていたと思うのですけれども、15ページの(2)の二つ目のパラです。市町村は、これらの区域や事項に関して、累積的影響も含めて、①は何か、②何か、③の検討を行いますとした上で、それぞれの考慮対象事項、環境配慮事項ごとに、特に累積的影響が懸念されるものについてはここにも書くべきではないかというのが昨日の議論でした。

○中村会長 ということで、個別のところは、どうしてもここは書いておいたほうがいいということについては書くことにして、全体としては、(2)に累積的影響の修文を入れるということです。これは、太陽光についても全て同じような形で入れ込むということだと思います。

留意事項ではなくてもよろしいですか。

今の吉中案でよろしいですか。

○白木委員 留意事項には全体的なことを書いて、さらに個別で必要なところに書くということですね。

○吉中副会長 留意事項というのは、具体的にどこを。

○白木委員 考慮対象事項の中に累積的影響について考慮すべきであるということに記載して、さらに個別の事象に書き込むという二つがあったと思います。

○吉中副会長 資料4-1では第3章が留意事項です。私の理解は、そこではなくて、それぞれの基準の促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項の最初の柱書きのところに書いてはどうかということです。その上で、表の中にも必要なところを書き込むということです。

○白木委員 すみません、そういうことです。

○中村会長 その意見以外にどなたかありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 では、累積的影響についてはそういう形にします。個別に書き込むことについては相談させてください。ぜひここは書いてほしいということは、個別の議論として、後で吉中副会長とか白木委員と書き込む場所を決めたいと思います。

ほかにどうですか。36、37、38はどうですか。

○吉中副会長 先ほど申し上げた15ページの上の параグラフの③です。困難なため、促進区域に設定しないこともあり得るのだということを、これだけではどうしても表だけを見てしまうと思うので、表を見た際に、どう書き分けるのか、これも項目ごとに、今は微妙な書き分け方をされているのですけれども、誤解のないように、促進区域には含めないという厳しいところですね。あるいは、事業施設はつくらないところとか、その色分けをどうするのかという議論が必要ではないかと思いました。

○中村会長 今おっしゃっているのは、環境保全上のことをここに書くだけではなくて、ほかも一つ一つに対して修文するということですか。

○吉中副会長 はい。

○中村会長 私自身は、今の案の③があれば、ひとまず、全体に係るお願いとしてあるということにしたいのですが、皆さんはいかがでしょうか。

そうすると、考慮対象事項の全部に対して一つ一つ表現の仕方もチェックしなくてはいけなくなってしまって、任務として私は無理かと思っています。

○吉中副会長 それであれば、これを読んだだけで分かるようになっていくのかということと、ところを少し見たほうがいいのかと思います。先ほどのセンシビリティマップのところでは、「事業の実施を原則避けること」というのがあったり、「可能な限り変更を避けた事業計画にすること」という書きぶりがあったり、「環境の保全に必要な措置を講じること」と。この違いを読んだ人は果たして理解できるのかという疑問が残ります。

○中村会長 それぞれの受け止め方として、どこまで具体的に書けるかというのは難しいところなので、自治体はその文章を読んで、自治体なりの判断を下していくしかないのではないかと、僕はそのぐらいの書きぶりしかできないと思っています。今の三つの日本語をずっと頭の中で聞いていたのですけれども、決して悪い表現ではないと思いました。

○吉中副会長 18ページの上で、地域を特徴づける生態系の影響のところでは三つボツを書きいただいているのですが、この三つ間の関係性はどうか考えればよろしいでしょうか。一つ目は、環境の保全に必要な措置を講じること、二つ目は、可能な限り変更を避けた事業計画にすること、三つ目は、可能な限り変更面積を小さくした事業計画にすることですね。

○中村会長 一番下は面積ですね。可能な限り小さくしたというものです。二つ目は、変更自体を可能な限り避けなさいということですね。一番上については、専門家に聞いた上で措置をなささいということではないでしょうか。

今の問題はペンディングにさせていただいて、留意事項と、そもそもの温対部会では附帯意見があるのですが、その二つはどこを見れば分かるのでしたか。留意事項は79ページで分かったのですが、附帯意見はどこにあるのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 資料4-2にお示ししています。

○山中委員 留意事項はどこに書かれているのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 資料4-1の79ページ目に記載しています。

○山中委員 すみません。累積的影響でした。累積的影響はどこへ行ってしまいましたか。温対部会では附帯意見でまとめましたが、今、事務局案ではどこにあるのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） これは10月10日の前回の親会でお示した資料ですが、累積的影響については二つ目の丸です。

○山中委員 前はそうですが、現在の資料ではどうなっているのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 希少種の生息域マップの記載を留意事項に移す際に、誤って累積的影響を消してしまいました。本来、累積的影響は資料4-2に残るべきところを…

…。

○山中委員 では、今はないということですね。吉中副会長の提案によって前のほうに移ったという理解でよろしいですね。

○事務局（尾原課長補佐） はい。

○中村会長 そのようにお願いします。

資料4-2と留意事項というものがあって、資料4-2はあくまでもこの答申に対する附帯意見です。道に対する意見としては、この附帯意見に書き込むことになるのだと思うのです。ただ、これがどこまできちんと残って、きちんとチェックがかかるかというのは、正直、疑問です。できれば、なるべく留意事項に入れたほうがいいのではないかと、本当は道に対して言いたいのですが。道が自治体に対して言う立場になり、道立総合研究機構は独立行政法人なのでここに書き込んでもいいだろうか。必ずしもそんなに難しいマップをつくってくれというお願いではなくて、専門家がいて、この辺は重要な場所なのだよという地図、いわゆるGISレベルの解析をした地図ではなくて、普通に聞き取りをした地図でもいいのではないかとということです。どこかにこれを担保しておかないと、今、釧路でやっていて、結局、自治体が動かなくて我々が動くということも実際に起こっています。何とかここを担保していただきたいということで、私は留意事項に置きたいのです。事務局としてはこれを留意事項に置いてほしくないのですが、持ってきたということです。

留意事項と両方を見比べていただいて、中津川委員、どうぞ。

○中津川委員 先ほど会長が触れられましたが、私は異論がありまして、自治体がつくってしまうと、本当に情報共有ができるのかというところが危惧されます。累積的影響もあるので、全道版というか、北海道の一律のものをつくって共有するということを考えていかないと、自治体に主体的につくらせてしまうとばらばらになっちゃうのではないかと危惧があります。

○中村会長 ということは、中津川委員の意見としては、資料4-2の附帯意見のほうに書いたほうが良いということですね。

○中津川委員 そういうことになりますね。

○中村会長 それも一つの案だと思います。

○白木委員 この基準案では、道が市町村に支援をするという項目がどこかにあったと思うのです。

○中村会長 どこにありましたか。

○事務局（尾原課長補佐） 資料4-2の附帯意見の中です。

○白木委員 それを一番最初の項目のところに持っていくと。道による支援という形で持って行って、基本的事項になるのでしょうか、7などに持って行って、そこに道が行う支援として、適地マップ等を関係機関とか研究者とか道総研と協力しながら作成して行って、随時提供するということを書く。

あるいは、先ほど私は、野生動物のところで、希少種に関しては営巣地情報を出せないで、道を通じて特定の研究者に聞くという道筋をつけるべきだという話をしたのですが、それに関しても、道に候補地に関する情報を提供して、必要な情報を道が提供するということを人的支援ということで考えていただくと。

○中村会長 私もそう書くことに賛成ですが、ややこしいのは、これは自治体向けに読んでもらう内容なのです。ですから、道に対してやることをここにに入れてしまうと……。

○白木委員 そうではなくて、市町村の方に、道がこういう支援ができますよ、だから道に相談してくださいと。

○中村会長 つまり、道が保証するということですね。

○白木委員 はい。

その代わりに、逆に言うと、そういうプロセスを経ることで、市町村がどこに促進区域をつくらうと計画しているかという情報を得ることができます。それで、例えばそこに問題があるという場合には、道が市町村と相談することもできるわけです。

なので、そういった窓口をつくるという意味でも、道による支援の窓口みたいな、そういうことを書き込んでいくのが良いと思います。

○中村会長 書き込めるのなら、それでもいいと思います。留意事項に書かなくて、今言った基準の見直しの前ぐらいに、基本的な考え方でもいいですけども、北海道がきちんと受けますと書いてくれるならば、私はそれで良いと思います。

○吉中副会長 今の白木委員のご意見と、児矢野委員から提出された意見書で、すごく関連しているところがあります。

児矢野委員のご提案では、今は最後に置かれている留意事項を、今、会長がおっしゃったように、個々の基準を書く前の基本的な事項のところの一つ項目を立てて、留意事項というよりも、児矢野委員のご提案では、促進区域の設定等のプロセス及び留意事項という形にして、そのプロセスの中では、今はあまり書かれていないと思うのですけれども、市

町村がどういう人に集まってもらって協議会をどう回していくのか、そのときにどういう資料データを使うことができる用意があるのか、北海道のどこに問い合わせればデータの所在のアドバイスをもらえるのか、そういうことも含めてまとめて書くという提案かと思っ  
て見ておりました。

さらに、児矢野委員のご提案の8ページも、プロセスということで大事なことだと思う  
のですけれども、市町村が地域の協議会を回していくに当たって、広く関係者に、あるいは  
専門家  
の意見をしっかり聞くということと、これは環境省の通知に書いてあったのです  
けれども、市町村がその実施を担保すべき地域の環境保全のため、事業者により取られる  
べき適切な措置ということが通知に書かれてあったということで、先ほどのモニタリング  
とも少し関係しますけれども、市町村から事業者に対してしっかりと指導をして調査して  
いくべきだということも含めて、留意事項というよりも、全体の市町村のこれからの進め  
方という項目を立てるのはどうかというご意見で、私はなるほどと思っていました。

児矢野委員の意見書の7ページと8ページです。

北海道の窓口はここですということを書けるか、児矢野委員のご提案では、配慮事項個々  
に、これは北海道の漁業何とか部局というのを書き込むのはどうかというご提案だと思  
いました。

○中村会長 ほかに意見はございますでしょうか。

今、白木委員からも、児矢野委員からも、吉中副会長からも、私もそれに近いですが、  
道の責任というか、道が書いたということは、ここをきちんとやってもらうことになるの  
で、そこを書き込むかどうかについて、ほかにご意見はありますか。

つまり、留意事項ではなくて、きちんと章立てて書く、その場合は道はこれだけ支援し  
ますというサービスをその中に書くことになると思います。

特に意見はありませんか。

反対もないですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 こちらの委員としてはそういう考え方を持っているのですが、次に、北海道  
としてはいかがかということをご回答ください。

○事務局(尾原課長補佐) 今のところは、附帯意見の中で、市町村に対する適切な支援  
をすることが望ましいという形で記載していただいておりますが、どのように市町村をサ  
ポートするのかということについては、予算事業も絡みますので、これから検討しまして、  
最終的には議会議論で予算が議決されなければ、具体的にここまでやりますということは  
書き切れませんが、適切にサポートしたいという考えは持っております。

留意事項の別冊については、基準がどういうものなのかということと、市町村が基準を  
運用するに当たって注意すること、参考情報を記載していますので、道から市町村に対  
してどのような支援をするのかという記載はなじまないのかなというのが一担当者としての  
感想です。

○中村会長 分かりました。

課長はいかがでしょうか。

○事務局（山内ゼロカーボン推進担当課長） 先ほど尾原が話したように、人的・技術財政的という部分を具体的に書き込むことは、今、この段階ではお約束できないと思います。先ほど言ったように、~~人的~~という話は人の配置という話になりますし、財政的という話であれば議会の議決で事業をどうつくっていくかというこれからの課題になってくるかなと認識しています。書き込むとしても、道が具体的に何をやるかということは、いただいてからどう考えるかという立場になるものですから、何とも言えないところです。

○中村会長 どうでしょうか。審議会としては、新たなものを加えて書くという方向で、今おっしゃった議会なり何なりの過程を経て、でも、それがどうなったかはきちんと教えていただきたいと思うのですが。

資料4-2の1個目の丸と2個目の丸も、附帯意見をなくしてもいいのではないかと思います。

○山中委員 温対部会での議論もありますので、少し説明します。

これは答申案ですので、ある意味では審議会で決めればいいことなので、この附帯意見をなくしても中に書き込めるだろうと思います。しかし、受け取る道庁のほうが、答申としてあったとしても、予算化できなければ実現は難しい。それらのことをふまえると、附帯意見ぐらいがいいであろうと考えて附帯意見にしたということです。

ただ、附帯意見というのは、基準そのものではなく、基準に関わる今後のこととして、附帯意見のようなことが懸念されると言っているため、そのことをふまえて附帯意見としました。ただ、親会で決めていただくのは、部会としては何ら問題はないと考えます。

○中村会長 ということで、ひとまず、目次を立てて、基準の前くらいと児矢野委員が提案してくださっているので、この文案については、附帯意見に書いてある内容や留意事項に書いてある内容で、前のほうに持ってきたほうがいいものをそこに加える、そんな方向でいいですか。

○吉中副会長 おおよそ会長のおっしゃったとおりで、私も賛成します。

まず、北海道に求められていることは一体何なのかというと、環境省からの技術的指導の中に割と明確に書いてあって、基礎自治体、市町村における地域脱炭素化促進事業の促進に当たって、例えば、都道府県は市町村の求めに応じて、市町村の組織する地方公共団体実行計画協議会に参加するとか、そういうぐらいの人的支援、あるいは、都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施——この基準も含まれると思いますけれども、実施に関し、必要な情報提供、助言、その他の援助を行うよう努めることとしているという書きぶりがあるので、ぜひ前向きにご検討いただいて、議会にもうまくご説明していただいて、議会を通していただければ大変ありがたいと思います。

○白木委員 私も賛成ですが、先ほどから言っているように、研究者と市町村を結ぶ窓口

になるとか、今回、私が集めた資料ですね。今までなかったような資料も含めて公表されているものを集めて市町村に提供するといったことは、必ずしも予算が必要なことではないので、できることはしっかり書いていただきたいと思いますし、予算の関係があるときは、書きぶりで工夫をして、できれば前向きに進めていけるような支援の内容を書いていただきたいと思います。

○中村会長 それでは、原案を私と事務局でつくりますか。それとも、ほかのメンバーも入っていただきますか。私と事務局で原案をつかって、ここにどんな内容を書き込むかをまず提案していいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 では、そういう形にさせていただいて、附帯意見と言っているものが前のほうに来るような形でまずは書かせていただいて、その段階で、今、白木委員がおっしゃってくださったように、そんなに仕事が増えるという感じには思えない内容もあると思うので、ぜひ対応をよろしくをお願いします。

先ほどの事務局の説明の中で、私が何か落としていることはありますか。

○事務局（尾原課長補佐） 順応的管理を留意事項に書くことについては、これでよろしいですか。スライドの40ページ、資料4-1では79ページの四つ目です。ここに順応的管理を記載することで、事後モニタリングについては対応しているということによろしいでしょうか。

○吉中副会長 これも、先ほどのプロセスの中にうまく位置づけるといいのではないかと思います。基礎自治体が回していくにはこういうことをやっていく必要があるということプロセスの中で丁寧にご説明いただくのがいいのではないかと考えます。

○中村会長 私も、できればそっちで書いたほうがいいと思います。動植物の生態や生息系というおかしい言葉が書いてありますので。

○白木委員 鳥類に関しては、風車に関しては、事後調査の方法もかなり確立されている部分があり、実際に不確実性がある部分も大体分かっています。できれば、鳥類のところに関しては、不確実性のあるところは事後モニタリングを実施し、その評価をして、もし問題がある場合には必要な措置を取るということ、個別事項でしょうか、動物の重要な種及び注目すべき生息地のところに入れていただきたいと思います。これは事業アセスでもほぼ毎回入ってくることで、基本的に思っていたことと違う影響が出たりもしますので。

○中村会長 私がさっきお願いしたところと一緒に議論できませんか。何か書き込むことを言いましたよね。

○白木委員 事後調査に関しては、あのときは特に発言していなかったですけども……。

○中村会長 それを必要なところには書き込むということですね。

○白木委員 はい。

○中村会長 分かりました。

事務局、問題ないですね。



順応的管理については、基本はオーケーですが、文章の変な部分を直していただいて、できればプロセスの前のほうに持っていくということです。

ほかに、今までのところで忘れていないことはありますか。

先ほどの事務局の説明に対することはこれで終えてよろしいですね。事務局、よろしいですね。

○事務局（尾原課長補佐） はい。

○中村会長 ほかに事務局のほうで議論すべきことはありますか。

○事務局（尾原課長補佐） 今の説明の中では、ありません。

○中村会長 それでは、全体を通じてまだ足りていないところがあると思いますので、まずは吉中副会長からどうぞ。

○吉中副会長 昨日の部会でも何点か出てきたことがありました。配付された部会委員の児矢野委員の意見書も幾つか参考になることがあると思いますので、後ほどご紹介したいと思いますが、部会で出た意見の一つで、先ほどの植生自然度のことですけれども、先ほど決めていただいたとおり、植生自然度で保護区等の中を色分けすることになったことは理解しました。一方で、植生自然度本来の使い方をするべきではないかという意見が昨日の部会でも出ていました。それを流用して別の評価に使うのではなくて、植生自然度として9、10、あるいは8、9、10という非常に自然度の高い植生の場所はそれだけで除外区域にすべきだろうという強い意見が出ておりました。

ということで、資料4-1で言いますと、それぞれの施設の促進区域に含めることが適切でないと思われる区域、環境配慮事項でいいますと、植物の重要な種及び重要な群落への影響、あるいは、その次の地域を特徴づける生態系への影響の辺りで植生自然度が8、9、10の地区については促進区域に含めることが適切ではない区域とすべきであるという部会としての意見を申し上げたいと思います。

ご審議をどうぞよろしくお願いします。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、今の意見に対していかがでしょうか。

オンラインの委員もいかがでしょうか。

ちなみに、資料4-4を見ていただくと、先ほど言った8、9、10辺りがどのぐらいの面積を占めるのかがある程度見られると思います。

正直、私はそこまでやらなくてもいいのではないかと思います。先ほど言った自治体の裁量権も含めて考えると、自然公園法における普通地域で先ほどの議論をして、それ以外の部分については自治体が考えていただくということでいいのではないかと思います。

皆さん、いかがでしょうか。

○井上委員 今のまとめの最後の部分が聞き取りにくかったのですが、具体的に資料4-1のどこに書き加えればいいのか、もう一度お話しただけませんか。

○吉中副会長 承知しました。

例えば、資料４－１の４ページの表１、促進区域に含めることが適切でないと思われる区域、環境配慮事項の三つ目あるいは四つ目ですね。三つ目であれば、植物の重要な種及び重要な群落への影響のところ、植生自然度８、９、１０の地区を書き加えてはどうかというご提案です。

○中村会長 それでは、前に進むためにも意見を言っていただくのが一番いいのですが、いかがでしょうか。

いろいろな規制の部分とダブってくると思うのです。森林の関係だと国有林の相当な部分がそれに入ってくるとか、道有林も含めてですが、意見を下さい。

私と自然環境部会の意見は出ております。

○井上委員 表を見ていて、区域名というのは法令に基づくところかと思って見ていたのですが、実は、動物に関しては自然植生度９、１０の地区と書き込まれております。

今日、資料４－４で植生自然度８の抜き書きした絵もつくっていただいて、それも見ていましたが、私も、今の吉中副会長の意見に賛成で、植物に関しては植生自然度８、９、１０と書き込んでもいいのかなと思っております。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

事務局から、８、９、１０を書き込むととんでもない面積に広がってしまうとか、何かありますか。

○事務局（尾原課長補佐） 資料４－４に植生自然度区分図の北海道全域をお示ししておりますが、８、９、１０となりますと、一番濃い紺色、緑色のかなりの面積の部分、紫色の０８の二次林、自然林に近いものということで、ぱっと見ただけで、定性的な表現で恐縮でございますけれども、この制度により、北海道の８割以上は事業ができないという結果になります。この辺りについては、既存事業もある中で、さらに、これのみではなくて、複合的に除外区域を設定していく中で、植生自然度の広い面積、これだけの面積でこの制度を使わずに事業をするべきというのは、私の中では回答が想像できないところです。

緑、紫、紺色の全てを除外するインパクトも考慮してご審議をいただければと思います。

○山中委員 先ほどは、自然保護とか国立公園とかそういう中の８、９、１０だったと思うのですが、これを北海道全体の８、９、１０に広げるのは、ちょっと広過ぎるかと思えます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 マップを見た限りでは、８を入れると、今、８割という話もありましたけれども、かなりインパクトが強い制限になってしまうのではないかと感じました。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○大橋委員 今、８、９、１０全部をやってしまうと、実際に風車が建っている特に日本海側の地域とか、これから風車を建てようとしている地域も全部入ってしまいます。そうなると、現実とかなりかけ離れた状況になってしまうので、そこも考慮すると、ちょっとやり過ぎかなという気はします。

○東條委員 私も、高橋委員、山中委員の意見に賛成します。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○瀧波委員 8、9、10だと広過ぎると思います。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 私も、今ご提示いただいている案で異論はないです。確かに、全部入れてしまうと、広過ぎるということになると思います。

○中村会長 ほかに意見はよろしいですか。

今聞いた範囲では、8、9、10全部をここから除外区域にするということは、環境審議会の委員の総意としてはできないということで、この提案は棄却するということになると思います。

○吉中副会長 ご審議をどうもありがとうございます。

そもそも審議するベースがないのが一番問題だと思うのです。絵を見て、色の区別も非常に難しく、8と7、あるいは6の辺りを皆さんは本当に峻別できますか。それから、8、9、10がそれぞれ何%かという数字も示されていません。そういう中で、プリンターで印刷された図面だけで多いとか少ないを判断するのは、全く科学的ではないと思います。

○中村会長 いろいろな条件があって、おっしゃることも分かるのですが、ひとまず、今回については、皆さんの意見としては……。

○白木委員 私は、部会では林も入れた方がいいと思ったのですが、もしこれが駄目ということであれば、10だけでも入れられないでしょうか。

というのは、自然草地は本当に少ないのですが、水をきれいにするとか、人間にとっても重要な機能を持っている湿原も非常に多いのです。国立公園とかかぶっているところもあると思うのですが、そこから漏れているところもあります。

○中村会長 どの辺が漏れていますか。

○白木委員 釧路湿原はどうでしょうか。細かくて分からないのですが、全部は入っていないのではないですか。

○中村会長 今の段階では、この図も含めて、ちょっと難しいですね。

これまでのやり方は、どちらかというところ、こういう区域が定められていて、その中でどこを除外しようかという議論だったと思います。全体のマップが出てきて、それに対して規制をかけるということは今まであまりやってきませんでした。新たな提案ということで分かるのですが、ひとまず、今回については、そういう形の検討はやめて、先ほど言った見直しも入れますから、その段階で本当に問題があるならば、やっぱり、それを変えていくという方向で行きたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○井上委員 今、9、10は入れるべきではないかというご意見があったと思います。私も、動物のほうは9、10が入っていて、植物にも9、10は入れてもいいと思うのです。

解像度の悪い8だけの地図を見ている、部分的にここは入れるべきではないかと思うところもあるのですけれども、あまり精密に判別できないところもあります。しかし、9、10に関しては、植物に関して加えてもいいのではないかと思います。

今、画面共有していただいた図面では9、10も分かりにくいですが、恐らく8以上に自然度の高いところですので、そこは加えていいのではないかという意見です。

○中村会長 今の状況で加えてしまって、先ほど大橋委員が言っていたように、地域で既にいろいろな形で進んでいるものとあまりにもかけ離れてしまうというのが心配なのです。いわゆる地図の中で決めていくというのは非常に心配です。

ですから、道指定の保護区の何とかということでしたらある程度はいけると思うのですが、動物で書いてあるというのは、保護区域内の何とか地区以外でという指定があつて初めての議論です。

先ほどの皆さんの意見から、取りあえず、この件については今回の審議会では採択できないということで駄目ですか。

○井上委員 私も皆さんのご意見に従います。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにも何か提案があつたらお願いいたします。

○白木委員 私は、先ほど、9も入れたいですけれども、10だけという案を出しました。

○中村会長 それも採決を取りたいということですね。

○白木委員 かぶっているところがあつてもいいと思いますが、予防的措置が必要な場所だと思ひますし、そういうところにつくるのはどうかと思ひますので、10だけは除きたいと思ひます。

○中村会長 その意見についてはいかがでしょうか。

○井上委員 植物に関して、いろいろな区域が設定されていて、その中の9とか10というのは今日は判断できませんので、今日は保留するしかないと思ひます。

○中村会長 今日保留するということになると、前にも話したように、私の任期は12月までなのです。答申として出なくなると、議会にもかけられなくて、今年度の答申にならなくなります。ですから、少なくとも今回どうしていくかは決めておかないと進まないのです。この前に皆さんにお諮りしたとおり、その方向で行こうということなので、井上委員、その辺を含めての結論を導いていきたいのですが、いかがでしょうか。

○井上委員 私が保留と申し上げたのは、答申を出さないという保留ではなくて、今日のところは、答申案をまとめて、今後、改定のときにそこを見直すという意味です。

○山中委員 本当に判断がつかないので、10が湿原等の重要な場所であつて、理由が動物であろうが、植物であろうが、公園としては外されているので、どのくらいの重なりがあるかという情報が少しでも欲しいです。事務局で分からないですか。例えば、釧路湿原であればこれくらいであるとか、サロベツであればこの程度であるとかですね。

○中村会長 確認ですが、動物の重要な種については、例えば、国指定鳥獣保護区内とい

うのが規定としてあって……。

○山中委員　そうです。今、白木委員が言ったように、そこからはみ出すところがあるので、そこを知りたいのです。

○中村会長　いかがですか。

○事務局（尾原課長補佐）　今、EADAS（イーダス）を見ています。レイヤーを重ね合わせて、植生自然と公園の重なりとか、今、画面に投影しております。

これは釧路湿原の植生自然度です。9、10についてお示ししています。

これに公園を重ねてしまいますと、植生自然度が消えてしまって……。

少々お待ちください。重ねる順番を変えてみます。

これは、植生自然度を上に持ってきてしまうと、今度は公園の部分が下に隠れてしまって見えない状況になっています。我々でできるのはこれが限界かと思っています。

もし、どこかを地域指定されて、植生自然度を見たいとおっしゃっていただければ、植生自然度の中でこれを移動することはできると思います。

○吉中副会長　釧路湿原のところで言いますと、青が10ということですね。

ということであれば、左下の公園区域から外れているところが10ということになるかと思っています。また、その上流部といいますか、左上も公園から外れている可能性が高いような気がします。

○中村会長　全ては埋まらないのではないかという気がします。

決めるためには、より多くの規制をかけてしまうというのは一つの案ではあるのですが、どうしますか。

これを来年になってもう一度やるということをするのか、私の代では決まらないということで、次年度にも持ち越して、新たな会長の下でやるということをご皆さんが決断されるならば、私はそれでも構いません。私は、この段階で受け渡すと次期会長は大変ではないかと思うので、自分の責任において、できればある程度進めたいと思います。

取りあえず、白木委員の言った自然草原の10の中を入れるということも一つの妥協点だと思うのですが、皆さん、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長　問題が起こったらまた考えますけれども、まずは、保護の原則ではないですけども、そっちを優先します。草原については入れることにします。

ほかにいかがでしょうか。

○吉中副会長　今のことと少し関係してくるのですけれども、これをどういうサイクルで見直していくか、どういうプロセスで見直していくかというところも少し審議してはいかがかと思っています。それについても、たたき台のベースとなるのは、児矢野委員からお示しされている基準の見直しについてということが提出書類の5ページに書かれています。

今もずっと議論している中で、科学的知見が足りないとか、まだまだ判断するためのデ

ータが不足しているとか、いろいろなことが出ていましたけれども、そういうことも含めて、これからどう見直していくかということで、非常に具体的な案がここに書かれてあるので、ご審議いただきたいと思っています。

私も児矢野委員の案に賛成したいと思っていますので、私からの提案ということでご紹介させていただきました。

○中村会長 下線が引いてあるところでいいですね。

○吉中副会長 そうです。5ページの6番のところですか。

○中村会長 いかがでしょうか。

特に違うのは何なのでしょう。

毎年と書いてあるのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 5ページ目で、主語が親会になっています。親会が定期的なモニタリングを毎年行い、道基準に照らして市町村の設定状況を評価し、モニタリング結果を踏まえて既存の道基準の適正性について評価する。見直しの可否を検討するというところで、親会を主語にして……。

○中村会長 ちょっと待ってください。毎年、事務局が取りまとめて親会に報告するでしょう。ですから、事務局でやらなければいけないということになりますよ。

○事務局（尾原課長補佐） 二つ目のボツのところに「親会が」と書いています。

○中村会長 取りあえず、この下ではなくて上の部分ですね。かぎ括弧で書いてある部分です。

○山中委員 私の理解では、基本的に温対部会が行い、資料4-1の3の基準の見直しとそれほど変わらない内容かと思います。ただ、こちらのほうが細かく的確に書いてあることは確かです。

○中村会長 温対部会が行いということではなくて……。

○山中委員 そうではなくて、温対部会は案を出しただけであって、今回は、環境審議会に出して、親会から温対部会に付託されただけですので、ここは環境審議会では何ら問題がないはずですよ。その後になるかは知りませんが。

○中村会長 いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、基準の見直しの部分については、こういった表現で書いていただくということでいきたいと思っています。

ほかはいかがですか。

○山中委員 まだ説明を受けていない適用除外のところなどがありますが、そこはどうなっていますか。

○中村会長 それは決まっていなかったか。

○山中委員 特例事項や適用除外はまだ議論されていない気がします。

○事務局（尾原課長補佐） 特例事項と適用除外はまだ議論されておりません。考慮対象事項についてはやられていて、配慮基準は、説明はしていませんが、今ご審議いただいたと思います。

前回の親会の未審議事項でいいますと、特例事項、適用除外と地域の経済及び社会の取組に関する例示が残っております。また、前回の親会での宿題事項でタイトルや基準策定の趣旨というところが残っております。

○中村会長 では、説明してください。

○事務局（尾原課長補佐） 特例事項と適用除外についてご説明いたします。

スライドで恐縮ですが、資料4-3の43ページに特例事項及び適用除外について示しております。

特例事項については、全ての施設について設定しない、事業について設定しないということでご提案させていただいておまして、適用除外については、太陽光の再エネ発電施設、再エネ熱供給施設のうち、太陽熱と大気中の熱その他の自然界に存する熱を利用するものについては、建築物の屋根、屋上または壁面に設置するものについては本基準の適用除外としてはどうかという案をお示しして、温対部会でご審議いただいたところでございます。

スライドの44ページについては、児矢野委員から、6月の親会の後に規模要件を入れるべきというご意見いただいております、それを踏まえて、温対部会の答申案としましては、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインでも、施設の規模によらず、建築物の屋根、屋上また壁面に設置するものはガイドラインの対象から除くと規定されていることから、規模要件を入れず、原案のままとしてはどうかという形でご審議いただいたところで。今日、児矢野委員からご提出のあった追加資料2の4ページ目に、対象としない施設の規模、設置の形態、場所などについてご意見がありますので、併せてご審議いただければと思います。

以上でございます。

○中村会長 今の事務局案は、温対部会案ということで、原案のままとするということですね。

4-1だと、どこに書いてありますか。

○事務局（尾原課長補佐） 4-1ですと2ページ目の4、対象としない地域脱炭素化施設の規模、設置の形態、場所に該当いたします。

○中村会長 いかがでしょうか。

○白木委員 部会案でも出ていたと思いますけれども、先ほど申し上げたように、10キロワットというのはあくまでも例ですが、考え直したほうがいいのではないかという意見です。

○中村会長 規模要件をつけたほうがいいということですね。

○白木委員 はい。

○中村会長 僕もよく分からないのですが、10キロワットというのはどのくらいですか。他の都府県では50キロワットが出ているようですが、その大きさのイメージを皆さんに分かっていただいたほうがいいと思います。

○事務局（尾原課長補佐） まず、他県の設定状況でいいますと、10県ありまして、今ご提案している例のように、規模要件を設定せずに屋根等を設定しているものについて除外しているのは半数の5県です。そのほかの規模を設定しているものは、岩手で10キロワット、茨城で10キロワット未満、富山で50キロワット、これは太陽光発電です。徳島も50キロワット、これも太陽光発電です。福岡については、屋根設置で出力4万キロワット未満を除外するということですので、半数は規模要件を置いていなくて、10キロワットとしているのが2県、50キロワットが2県、4万キロワットが1県という状況です。

10キロワットといいますと、住宅の上に設置されるのが10キロワット未満かと思えます。少し大きめの住宅ですと、10キロワット以上になることもあるかもしれません。

50キロワットとなりますと、およそ500平米の面積が必要になりますので、50掛ける10メートルの範囲でできますので、ビルとか工場とか、500平米を超える建物も多くあると思いますので、規模要件を設定しますと、それ以上のものは工場とか建物の上ではできない、この基準に従ってやらなければいけないという状況が生まれるかと思えます。

○中村会長 いかがでしょうか。

○山中委員 温対部会としては、建物につけるものであればそれほど問題がない、10キロワットなり、50キロワットは難しいかもしれないけれども、それぐらいだろうと思えました。でも、先ほどの説明では、建物に4万キロワットというものがあり、そんな建物が存在するのかなと思います。ですから、これはあくまでも建物に建てるのが除外なのであって、土地に4万キロワットというのは除外されないのですね。確認です。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。建物の上についているという前提です。

○山中委員 分かりました。

太陽光パネルで4万キロワットとなると非常に大きいので、先ほど白木委員が言っていたように、アセスに引っかけられないのは本当に問題だろうと思うのですけれども、私はそれを聞くと安心します。

○中村会長 これは、あくまでも建物の上に対して……。

今の議論は、建物の問題に対して大きさを決めるかという話なのですね。

では、その話について必要なかどうか。そうであるのなら必要ないような気がします。

○吉中副会長 環境省が令和2年に発行した太陽光発電の環境配慮ガイドラインというものが出ておりました。これは今のコンテクストではないですが、このガイドラインが対象としている規模はどうかということで、環境影響評価法に該当するか、しないかということもあるのですけれども、このガイドラインが定めているのは、環境影響評価法、環境影



響評価条例の対象とならない10キロワット以上の事業用の太陽光発電施設、ただし、建築物の屋根、壁面または屋上に設置するものは除くとあるのですが、さらに、10キロワット未満の施設や建築物の屋根、壁面または屋上に設置する施設においても、例えば反射光について自主的に検討する際に本ガイドラインを参考にしてほしいという書きぶりになっています。具体的な環境配慮のポイントとしては、土地の安定性、濁水、騒音、反射光、工事に関するもろもろ、景観、動物、植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場という視点がこのガイドラインでは挙げられております。

ということから、こういう視点から規模要件については考えるべきではないかというのが私の意見です。

○中村会長 例えば、反射光で鳥や昆虫が水面と間違えるという話を聞きますので、確かにそういう問題があるのでしょうか。

○白木委員 鳥だけではなくて、人間に対する影響も含まれています。

○中村会長 反射光が隣の家差し込むということですね。

さて、規模要件はどうでしょうか。

あまり小さくして、工場ではやれなくなってしまうというのも問題ですが、50キロワットくらいなのかという感じがします。10キロワットだとあまりにも小さいだろうということになります。決めていきたいのですが……。

○吉中副会長 決めたいのは私もやまやまなのですが、審議するベースがないのが一番の問題で、20キロワットならいいのか、50ならいいのか、100ならいいのか、それを審議する材料がないので、決めるにしても、本当にえいやで決めるしかなくて、そういうことで本当にいいのだろうかという疑問があります。

○中村会長 私もそろそろ諦めますので、次年度に持ち越してもいいならば結構です。

今までの事例から、10が建物ならば、10メートル掛ける50メートルでしたか。

○事務局（尾原課長補佐） 50キロワットだと500平米なので、50メートル掛ける10メートルです。

○大橋委員 判断する基準がないというか、知見がないわけですね。それであれば、現状のところは制限つけないで、知見が出たときに基準を見直してという形にしたらどうでしょうか。

○白木委員 知見がないというより、情報が集められていないのではないかと思います。例えば、専門家に聞くということが必要だと思います。

○大橋委員 同じですね。情報が集められていないということは、結局、我々は判断のしようがないので、判断のしようがないのであれば、まずは基準なしというのがいいと思います。

実際に基準を決めているところのほうが現実には少ないわけであって、そういうことも鑑みると、私の意見としてはなしでいいと思います。

○瀧波委員 現実に関にこんなに大きい規模のものをつくるとなれば、それこそ環境アセスの

対象になるのではないですか。ただつけるだけだったら、ならないのですね。すみません。

いずれにしても、今、基準を設けるべきではないのではないかと思います。

○中村会長 大橋委員と一緒にということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○吉中副会長 何度も繰り返しで申し訳ないのですけれども、ここは環境審議会ですね。環境保全に対してどう審議するかという場で、どうして予防的原則が重視されないのか、非常に疑問に思います。

○中村会長 言いつ放しではなくて、予防的な原則を重視しようとした場合に、現状だと、基準は考えられないから、今回の答申は諦めるという提案でしょうか。

○吉中副会長 それも一つのオプションとしてあると思いますけれども、この場で10キロワットあるいは20キロワットという大まかなコンセンサスが得られるのであれば、そういう数字でもいいと思います。

○中村会長 吉中副会長として何か提案はないですか。

○吉中副会長 例として挙げていたのは、他県でも10キロワットという規模要件にしている例がありますので、最大限、危険リスクを避けるという意味では10キロワットが無難かと思っておりました。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○山中委員 私は、建物につけるのはそれほど大規模につくれるわけではないので、逆に言うと10キロワットでも全然問題は感じないです。ですから、予防原則で10キロワットにしてもいいし、要件がなくてもいいと思います。

○中村会長 要件がなくてもいいというのは……。

○山中委員 規模要件は建物に対してはないということです。もともとの事務局案は要件がないわけです。ですから、私は、10キロワットでも構わないですし、どちらでも構いません。とにかく今回決めてほしいということです。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○能條委員 確認ですけれども、今、適用除外にしようか、しまいかと言っているものは、市街地とか公園とか関係ないですね。

○中村会長 建物です。

○能條委員 建物だったらどこでもという話ですね。そこがちょっと迷うところなのです。

市街地と自然度の高いところを全く無視して、何の基準もないということもすごく気になるし、どんなところでも10キロワットでいいのかと言われたら、それもまた気になりますけれども、私は予防的原則が必要だと思います。

ただ、市街地のようなところもあるので、どうしてかと言われると困るけれども、10キロワットぐらいまでだったら、住宅の屋根ぐらいの程度で済むようなものであればということで、理解できる範囲かなと思います。

○中村会長 ちょっと心配するのは、住宅より大きなちょっとした工場の上を使いたいと

いうときに、それが使えなくなってしまう。それでも皆さんはオーケーだと思いますか。  
○山中委員 適用除外というのは、完全に駄目ということですか。これに入らないという意味ですね。

○事務局（尾原課長補佐） 逆に、適用除外が反映されるので、国基準はかかるのですが、道基準は関係なくできるということになります。

○中村会長 どういうことですか。もう一回お願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 今、屋根置きでは規模要件がないので、屋上や壁面に設置するものについては、除外区域とか考慮対象事項もなくていいということですね。国基準は該当します。

○山中委員 だから、この除外というのは、今までのものを除外するとかしないとかは別な話ですね。そういう意味では、10キロワットの規模要件にしたとして、50キロワットをつくらうと思ったときには、これをやってくださいということですね。今までの議論と同じことをやってくださいという意味ですね。脱炭素促進区域として審議をしてくださいという意味ですね。

○事務局（尾原課長補佐） 例えば50キロワットと設定しますと、50キロワット未満のものについてはこの基準を適用せずできて、50キロワット以上のものになると、除外区域や考慮対象事項を考慮しながらやらなければいけないということですね。

○中村会長 ということで、10キロワットでいけますか。ちょっと心配ではあります。ちょっと予防が効き過ぎます。

○吉中副会長 能條委員がおっしゃったことは昨日の部会でも出ていまして、適用除外になると、自然公園の特別地域の中であっても建物であれば除外されてしまうというのは、周りの環境を鑑みると、ちょっと問題ではないかということだったのです。そのときには、もっと慎重に、野生動物にどういった影響があり、どういった環境ならどのぐらいまで許容されるのかということをしっかり調べたほうがいいよねという話が出ていました。そういう余裕がないということであれば、予防原則を重要視するとともに、もしかしたら場所を要件に入れるということもできるのではないかという気がしました。

○中村会長 さて、どうしましょうか。

オンラインの委員から意見はありませんか。

予防の原則として、10キロワットという制限をかけると。

私が心配するのは、ブレーキがかかり過ぎて、市街化区域でやってほしいことが市街化区域でできなくなってしまうと、外に回ってしまうのではないかという心配も含めて気になります。

○東條委員 岩手県は工業団地に設置されるものは適用除外に入っているんで、岩手県と同じようなものでいいと思います。根拠は、既に適用している都道府県があるということが理由です。

○中村会長 ごめんなさい。岩手県の場合はどういう条件でしたか。

○事務局（尾原課長補佐） 岩手県は、太陽光について適用除外となっているのは屋根等に設置で出力10キロワット未満のものと、工業団地に設置されるものについては無制限で適用除外になっています。

○中村会長 また新しい意見です。工業団地という意見が出ました。ただ、先ほどの白木委員の話だと、無制限にやっていいのかという心配はあることはありますが、無制限ということは、今のところ制限をかけないという先ほど大橋委員の意見と同じだと思います。

岩手県の場合は、住宅地でしたか。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。

○中村会長 それでは、住宅地については10キロワット未満というのはいかがでしょうか。

先ほど、お2人は、かけるべきではないということだったのですけれども、いかがでしょうか。

○大橋委員 住宅地というのは、住宅だけですか。

○事務局（尾原課長補佐） そうではないです。建物の上に設置して、10キロワット未満だと、恐らく住宅用規模のものだろうということです。ビルだから10キロワット未満は駄目というわけではなくて、岩手県だと住宅限定ではないので、失礼しました。

○大橋委員 現実問題としては、10キロワットにしてしまうと、住宅以外の大きな建物には全て規制がかかる話になりますので、商業施設の屋上とかビルの屋上は全部駄目という話になりかねないです。一方で、北海道ゼロカーボン推進協議会の中では、屋根の上につける太陽光を推奨しているはずですが、その辺の整合性も含めて、そういうことをした場合に、そもそも太陽光の普及自体の話とのバランスの問題ですね。そこであまりブレーキがかかってしまうと、CO<sub>2</sub>の削減がちょっと遅くなってしまいうということにもなりかねないと思います。

○山中委員 建てられないというわけではなくて、この仕組みを使わなくても勝手にやっていいというのが10キロワットであるのです。つまり、ビルの上でもう少し大きくしたいときにはこの仕組みでやってもいいですよ。もしくは、アセスでやれば、アセスでも適用除外ですから、建てられるのです。だから、別に促進を阻害するものではないという理解をしたのですが、それでよろしいですか。

○事務局（尾原課長補佐） はい。この制度を使ってはできないということです。

○山中委員 この制度を使うのでしょうか。使わないといけないのですよね。適用除外というのは、無制限にやっていいということですね。この制度とは関係がないという意味での除外ですね。

○事務局（尾原課長補佐） この制度を使いながら、国基準を満たすだけで事業をやってよいということです。

○吉中副会長 今、岩手県の基準を簡単な表でご覧いただいていますけれども、実はもっと細かく丁寧に書かれていて、特例事項も定めているのです。特例事項と適用除外の両方

を定めていて、特例事項のほうでは、既存の建物の屋根に設置される10キロワット以上については、別表1、別表2というのは考慮対象事項ですけれども、考慮対象事項のうち、土地の安定性への影響や動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響云々についての考慮を要しないという書きぶりになっています。

それから、特例事項の二つ目は、工場跡地に設置されるものについても幾つかの項目の考慮を要しないということです。先ほど、考慮対象事項でご議論いただいた中の幾つかは考慮を要しないというのが特例事項で挙げられていて、その上で、適用除外で完全に除外してしまうものは、既存の建物の屋根に設置されるもので10キロワット未満、それから、工業団地に設置されるものの二つが挙げられているということです。

ですから、さらに複雑になってしまったかもしれませんけれども、すごく丁寧につくられているのだなという印象を受けておりました。

どちらにしろ、今おっしゃったとおり、もし10キロワットにしたとしても、それ以上にできなくなるということではないと私は理解しております。逆に言うと、すごく大きなものを例えばショッピングモールの上につくっていくときに、それはすごく影響が出る可能性がありますね。そういうところはしっかり考慮すべきだと思うのです。

○中村会長 いまだにこの言葉の使い方が分からないのですが、国はどのような基準なのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 国も同じように、除外すべき区域と配慮する事項について定められています。

○中村会長 今回の10キロワットの話で、私も大橋委員もいま一つしっくりこないのは、仮に10キロワットで制限をかけた場合に、10キロワット以上のものについて、例えばモールのビルの上とか、そういうことができなくなってしまうのか、できるのか、どちらなのですか。

○事務局（尾原課長補佐） この適用除外については、都道府県基準について適用除外というだけで、国基準はどんな規模のものも該当します。全国基準はかかるのです。しかし、地方で定めるものについては特例適用除外を定めることができるとなっているので、岩手県の適用除外の例で言いますと、屋根等への設置で出力10キロワット未満について、岩手県の基準では適用除外になるだけで、国基準に従って促進区域に設定できないエリアとか配慮しなければいけない事項はそのまま適用されております。

○中村会長 つまり、できるということでもいいのですね。今回指定しても、北海道で10キロワット以上のものをやりたいという地域があったとしたら、それはできると考えていいのですね。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。

○中村会長 分かりました。

皆さんがもっと議論をしたいのなら別ですけれども、10キロワットという基準で考えたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、その基準でいきたいと思います。ありがとうございます。

ほかに、先ほどの説明で忘れていたところがありますか。

○山中委員 隣接地域に対して、排除すべき隣接地域を取るか、配慮地域にするかの議論があります。

○中村会長 自然環境部会から出ていた案だと思うのですが、いかがでしょうか。意見を下さい。

○山中委員 私は、隣接区域を考慮区域にするというのは、とてもいいと思いますので、賛成します。

○中村会長 それは、除外区域の隣接区域を考慮区域とするということでしたか。それで5キロというのが出ていたのですか。

○白木委員 除外区域だけではないと思います。先ほどの多数決で、国立公園の普通地区は除くことになってしまうので、公園の普通地区は除かれて、特別保護地区からの外側みたいな感じになってしまうのですね。

○中村会長 分かりません。普通地区を除くのではなくて、7以下を除くというだけです。

○白木委員 そういう場所も含めた、除外区域の周りではなくて、自然公園や自然保護区の周辺ということになります。あとは、ラムサール条約の湿地などですね。その周辺です。

○中村会長 僕は少し無理があると思います。僕は、そこまでやってしまうと、自治体は本当に困ってしまうと思うので、そこまでやらなくてもいいのではないかと思います。それこそ自治体の裁量に任せてもいいのではないかと思います。

ほかの委員も意見を下さい。

○吉中副会長 そうすると、今、テーブルに載っているのは、除外区域の隣接5キロ以内の地域については考慮対象区域とすべきという案ですね。

昨日の議論では、自然公園については、普通地域かどうかということはありませんけれども、自然公園区域からの景観上で5キロという数字が出ていたので、それが果たして全ての除外区域に当たるかという議論をし始めると、またすごく大変なことになってしまうのですけれども、印象だけで言うと、5キロという隣接区域を除外区域から取るというふうにしていただければ、自然環境部会としては割と安心できるという感じではあります、ほかの区域、自然環境部会が所掌しない分野については責任が持てません。

○中村会長 つまり、自然環境だけではなくて、例えば土砂の問題とか災害の問題も全部入ってきてしまうので、一個一個に対してそれをかけていくと、大変なことになるのではないかという感じがしていました。

○井上委員 私は、本当はこういうものを入れたほうがいいと思うのですが、5キロの根拠もないと言ったら語弊がありますが、5キロでも足りないという意見も多々あると思います。特に、景観的に言えば、10キロ、15キロ離れてもスカイラインを破壊す

る施設もありますので、残念ながら、今日は隣接区域のことは入れないで答申案をまとめるべきかと思っています。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○大橋委員 私も入れなくていいと思います。

○高橋委員 温泉部会でもこういう議論はありましたが、何キロという根拠が非常に難しいということで入れないことにしましたので、私も、これについて今回は入れなくていいと考えております。

○中村会長 全体としては入れなくてもいいのではないかというのが多数意見だと思うのですが、いかがでしょうか。

○白木委員 ヨーロッパでまとめられた資料がありまして、これはあくまで鳥類で風力発電だけです。それだと、重要な生息域や保護区域の周辺では、風車に関しては、風力発電の風車の10倍までの距離は離隔距離を取るべきだとなっています。なので、鳥類に関しては、風車に関しては書けるのではないかと思います。

○中村会長 また混乱してしまうのですが、今の白木委員の話は、風車のみ書き込みたいということでしょうか。しかも、それはあくまでも風車の位置からの問題でしょうか。

今までは、隣接区域については、先ほど言った除外区域からのという議論をしていたのに、今、白木委員は、風車が立っている位置からの距離の話をしていますか。

○白木委員 配慮事項です。

○中村会長 実際に提案されているのは配慮事項です。

○白木委員 配慮事項の考え方のほうです。

○中村会長 私が聞いているのは、ゾーンの部分から5キロという提案だったのです。除外区域からとか自然公園からでしょうか。でも、白木委員の今の説明は、風車自体の位置からの話をしていませんか。

○白木委員 そうです。

○中村会長 そうすると、今の議論とは違うのです。風車がどこに建つかも分からないですからね。

○白木委員 だから、それを配慮事項に書き込むということです。

○中村会長 風車の個別の問題として書き込むということですか。

○白木委員 そうです。

○中村会長 それなら理解します。

そろそろ決めたいと思うのですが、全体の意見を聞いていて、今回は隣接区域の議論は見送ることに賛成していただけますでしょうか。

○吉中副会長 反対です。

○中村会長 吉中副会長は反対で、ほかの皆さんはいかがでしょう。ほかに反対の委員はおられますか。

○白木委員 私も反対です。

○中村会長 白木委員も反対ですね。

ほかの方はよろしいですか。

3人が反対ですね。

ほかはよろしいですか。

○瀧波委員 考慮基準にするということですか。

○中村会長 そうです。

ということは、4人が賛成でその方向をやるべきだということです。あとの皆さんは今回は見送るということよろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、見送るという意見が多数ということで、今回は見送ることにしたいと思います。

○中村会長 ほかはいかがでしょうか。

○事務局(尾原課長補佐) あとは、地域の経済及び社会の取組に関する例示と、タイトルと、基準策定の趣旨について、前回の宿題事項と三つ残っています。

○中村会長 では、資料4-1で説明してください。

○事務局(尾原課長補佐) 地域の経済及び社会の取組に関する例示についてご説明いたします。

資料4-1の79ページの留意事項のところに、市町村が促進区域を設定する際には地方公共団体実行計画に地域の環境保全のための取組と地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めることと例示してございますけれども、委員のご意見を基に、市町村がこういった例示を求めたらいいのかが分かるために、こういう例示を入れたらいいという形で記載しているところでございます。

児矢野委員から、改正温対法の趣旨から外れるため削除すべきという気もするというご意見をいただいているところでございます。

温対部会の答申案としては、自治体にとって分かりやすくなるため、記載を残すけれども、記載すべきという形で、前回の親会では基本的事項のところに記載してございますけれども、その位置もおかしいということで、この留意事項のところに移してはいかがかということでご提案させていただいております。

その他、この例示については、資料4-9をご覧ください。

2番のところに児矢野委員のお話がありまして、児矢野委員のご意見の中で、資料4-1の中の記載ぶりがおかしいというご指摘をいただきましたので、留意事項、今ご覧いただいている資料4-1の79のところに記載してはどうかということで対応案を書いてございます。

あわせて、この例示については、吉中委員から資料4-9の3番ですけれども、促進区域を設定するに当たって地域で協議して議論することによって、生物多様性保全にとって



もプラスになるので、結果、地域の経済、社会を回っていくことになろうかと思うので、その辺りもこの表に入れられれば入れてほしいといったご意見をいただいております。

他府県の先行事例やマニュアルなどを我々も調べたところ、ちょっと参考となる事例が見当たらず、記載していないところがございます。

○中村会長 ひとまず、ここに書き込むことについてはどうでしょうか。

○吉中副会長 私も、前回の議論を振り返りつつ、このタイトルを変えるという前回の決定というか、審議もありましたけれども、それを見た上で基本的事項の書きぶりですね。基準策定の趣旨が、どうも促進と今回の基準があっちに行ったりこっちに行ったりしていて、すごく分かりにくいのです。タイトルと基本的事項の基準策定の趣旨ということで、79ページにつけていただいている表をつけるべきか、つけないべきか、中身をどうするかというのはセットで考えなければいけないと思っています。

基準策定の趣旨のところも、どういう修正案がいいのか、すごく難しかったですけれども、児矢野委員からご提案いただいている資料の3ページの下半分ぐらいの下線を引いてあるところですが、これを基準設定の趣旨というところに書けば、前回のタイトル、つまり、法令で定められているタイトルをそのまま使うというシンプルなタイトルにした上で、基準策定の趣旨にここまで書ければ混乱がないと思って見ておりましたので、児矢野委員の3ページのご提案を私からもご提案させていただきたいと思います。

そうした場合には、最後につけていただいている表はこの基準につけるのが適切ではないというのが私の提案です。

○中村会長 ひとまず、この基準策定の趣旨と書いてあるところを児矢野委員の文章にしたらどうかということですね。

これは、特に何が違うのですか。一番の問題は何ですか。

○吉中副会長 一番の問題は、事務局案の論旨が行ったり来たりしていて、すごく分かりにくい文章になっているということと、私をご提案した児矢野委員の案については、環境省から都道府県に宛てた通知から引いているので、そんなに議論の必要性はなく、そのまま書いてもあまり問題ないという気がします。

○中村会長 通知にある表現そのものがこの部分で適合するのですか。基準策定の趣旨というのが環境省通知にあるのですか。

○吉中副会長 改正の趣旨ですね。改正の趣旨という中で、促進区域を設定するに当たっては云々というものがあって、都道府県の基準をどうするということが書いてあります。

○中村会長 分かりました。

具体的な提案ですが、そういうことを鑑みると、後ろは、吉中委員の中では削除ということですね。市町村が保全のために経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めるというのを削除するという意味ですか。

○吉中副会長 そうですね。むしろ、ゼロカーボンを推進していく中でいろいろところで言われていることだと思いますので、今回の基準につけるのはあまりそぐわないという

印象です。

○中村会長 井上委員が言ってくださったタイトルも元に戻すという話ですか。

○吉中副会長 そうですね。法令をそのまま引いてみると、元々のタイトルの促進区域の設定に関する北海道基準というのが法律上の文言であるので、その中身と文言が前回のご提示の中では整合性が取れていなかったもので、むしろ、井上委員からご提案のあった、こういう環境配慮の基準なのだよということを明確にするのもいいと思ったのですけれども、基準策定の趣旨のところでその趣旨がしっかりと書かれるのであれば、むしろ、この基準については、誤解のないように、法令で書かれてある名称にする、戻すのもいいと思います。

○中村会長 元の名前は何でしたか。

○吉中副会長 促進区域の設定に関する北海道基準です。

○中村会長 環境配慮基準ではなくて、北海道基準ですね。たしか前回のときは、促進区域を設定するがごとく聞こえるので、環境配慮基準のほうがいいのではないかとということで、みんながそうだねとなったのです。

○吉中副会長 そうです。私もいいと思ったのは、策定の趣旨のところに促進区域というものが、趣旨が行ったり来たりしている中でそういうものが出てきていたので、今回の基準策定の趣旨の案に変えれば、あまり誤解を招かないと思います。

○中村会長 ただ、タイトルがそうなると、つまり、アクセルのほうに聞こえるのです。促進区域の設定に関する北海道基準になると、促進区域をどういう形で設定するかという北海道基準ではないかと思うので、こっちの環境配慮基準にしておいたほうが分かりやすい感じがします。

○吉中副会長 分かりました。

もう一つ懸念していたのは、環境配慮という文言と、後ろに上がってくる考慮対象の考慮というのがちょっと分かりにくいです。ですから、除外のほうはどうなるのかというところがあると思ひまして、蒸し返して申し訳ないのですけれども、ご提案いたしました。

○中村会長 ひとまず、この趣旨の部分について児矢野委員から提案された環境省からの文章をここに埋め込むということです。

大事なところで、背景も書いてあると思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、そういう方向にさせていただきます。

そして、79ページの最後のところですね。取ってつけたような感じで、別になくてもいいのではないかと思います。79ページの自治体に対して、社会経済の持続的発展に取り組む云々というものです。

山中委員、この辺をまとめられて、どうですか。

○山中委員 今、児矢野案が趣旨に入りました。これは、ある意味ですごく事務的というか、シンプルにして、これは基準の話をした文章なのだということが分かるので、消して

もいいと思います。

○中村会長 ここをぜひ残したほうがいいと思われる方はおりますか。特にありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、削除ということで、一番下の丸とその下に書いてある例示については、内容的にも浮いているので、削除します。

タイトルですが、皆さん、いかがでしょうか。

それを変えた上で、私としては、環境配慮基準のほうがぱっと聞いて分かりやすいので、それを残しておいてほしいと思っています。

皆さん、いかがですか。どっちがいいですか。

○井上委員 私は、今回改定していただいた案が分かりやすくいいと思います。

児矢野委員のご指摘もごもっともですが、今回改定したところの黒字の部分にそこがちゃんと残っておりますので、改定案でよろしいかと思えます。

○中村会長 それでは、改定案のままということで、答申のタイトルはこれにしたいと思います。

○白木委員 先ほどの児矢野委員の意見の中にもありますが、「地域の合意形成の円滑化を図り」という言葉は入っているのですけれども、私は、地域の住民への周知とか、住民への説明とか、意見聴取というのはすごく大事だと思っています。とりわけ、アセスがない規模のものは、もうこれで決まってしまって、事業が動いてしまうのです。アセスがあれば、その後にアセス図書を出してパブコメを取るというプロセスもあるのですが、アセスがないと、本当にこれで決まってしまうということなのです。

ですから、地域住民に対してこの計画に関して広く周知し、意見を聴取し、合意形成を図る、そこまで書き込んでいただきたいと思えます。

○中村会長 それは、最後の7番に、プロセスのようなところに書き込むどうですか。

○白木委員 7ですか。

○中村会長 まだないですが、順応的管理も含めて、それは全部のプロセスですよ。

○白木委員 はい。その中の一つとして、計画段階でということをお願いします。

○中村会長 では、そういう形にしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○吉中副会長 もう一つ、ちょっと違う観点ですけれども、基本的な考え方のところで、審議の結果、この三つの丸で設定したということですが、一つ目の丸で、恵みをもたらす豊かな自然環境を保全ということで、視点・ポイントの五つ目に、審議の結果、アイヌのことを書いていただいたということで、大変よかったと思っています。

一方で、このポイントに沿って定められた基準はどれですかというのが見当たらないのです。除外区域の基準、あるいは、考慮対象事項の中にも、アイヌの人にとって重要な場所をどう入れ込むのかというのがないのです。基本的考え方に書いてあるのに、なぜないのかというところが問われると思いました。

○中村会長 文化的な景観とか何とかというところで何かありませんでしたか。

私は、先週だったでしょうか、平取に呼ばれて、いろいろな話を聞きました。あそこは、景観条例もつくっていて、非常に心配しています。既にたくさんのパネルも立ち始めていて、景観上も非常に心配しています。彼らは、自分たちでやるという意気込みできちんとやってくれると思うので、その辺はほっとしたのですが、今のお話のとおり、文化的景観について、考慮対象でもいいのですけれども、何らかの書き込みがどこかにあるのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 資料4-1の11ページに、国指定文化財と北海道指定文化財について記載しています。

○中村会長 この中にアイヌ文化のようなことも入っているのですか。北海道指定文化財のようなところですね。

○事務局（尾原課長補佐） 逆に、文化財ではなくて、史跡名勝天然記念物の中にチャシ跡が含まれております。

○吉中副会長 多分、それでは足りないと思います。アイヌの人たちが信仰の対象としている裏山とか、チャシとして明確に残って保護対象に法定化されているところ以外に大事なところはきっといっぱいあって、そういうところは、除外区域にできないのはよく分かりますが、それがどこにあって、そこは壊さないようにしましょうという考慮は必要なのではないでしょうか。

○中村会長 それは、どこに書き込めばいいのですか。どういう名前がつくのでしょうか。

実際に平取町の場合は、既に町としてやっていて、町が自ら、そういうところをどうやって保全していったらいいかということはもうやっています。ですから、我々が上から縛る議論だけではなくて、そういうものが大事だと思っている自治体は、既に自らそういうことをやっているのは間違いないのですが、ここにうまく書き込むことができますか。アイヌ文化を象徴する何かというものをどこかに書き込むことができるならば、書き込んでいただいてもいいと思いますが、

事務局、いかがですか。書けますか。

○事務局（尾原課長補佐） これは、基本的な考え方に記載されていますが、逆に、道がというより、市町村のほうが地域の実情にお詳しいですし、市町村が地域との協議の中で配慮するものと考えていますので、基本的な考え方に記載しています。

具体的に収集すべき情報や収集方法をここにどう書けばいいのかということについては、今のところ、承知しておりません。

○中村会長 吉中委員から、この辺に書き込めたらいいのではないかという案はありますか。

○吉中副会長 例えば、太陽光でいいますと、考慮対象事項の景観への影響の辺りですね。10ページです。先ほど会長から文化的景観ということがありましたが、収集すべき情報の一つとして、文化的景観という項目を入れて、地元の人たちに、しっかり情報収集する

のだということを書いていくということかと思えます。

○中村会長 分かりました。

風致とか景観の辺りは、実は平取町も一番気にしていました。自然というよりも、むしろ景観のほうが強く出ていたし、アイヌの人の重要な場所についてはちゃんと把握していたので、この辺でアイヌ文化を象徴するものを書き込めるのではないかと思います。

では、そのようにしたいと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

○井上委員 今のことに関連して、先ほど説明のあった11ページのその他北海道が必要と判断するものの中の国指定文化財とか北海道指定文化財の収集すべき情報のところに何か書き込めるような気がしました。

○中村会長 分かりました。検討していただきます。

ほかはいかがですか。全体を通じていかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、皆さんにいろいろ言っていた意見を基に、ある程度の役割分担を決めて直していきたいと思えます。ただ、見落としや、細かい変更も出てくると思うので、どうも座長一任というわけにはいきそうもないです。ということで、また皆さんのお知恵を拝借することになると思うのですが、議会への答申も含めて進めていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

全体を通じて、何かありませんか。

○吉中副会長 環境影響評価の手続のことですが、促進区域になれば、配慮書手続がなくなることで懸念されることを、アセス審議会にも具体的に検討すべきという意見を再三申し上げておりました。実際には、時間もないということで、なかなかできなかったのですが、この促進区域の制度がまさに戦略アセスとして位置づけられているということからすれば、配慮書手続は、実はすごく重要な意味を持つ手続だろうと思えます。ですから、北海道には、この基準が走り出したとしても、それを実質的にしっかりと確保していくということをお願いしたいということが一つです。

それから、先ほど決まりました毎年見直しをするという中でも、配慮書手続がなくなることでどういう問題が起きそうなのか、あるいは全く起きていないのか、うまくいっているのかという辺りも、今回これで答申ということになるのであれば、今後忘れないで審議をしていただきたいと思います。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、事務局にマイクをお返しします。

#### 4. 閉 会

○事務局 (佐々木環境政策課長) 中村会長、ありがとうございました。

本日の議事は以上でございます。

次回の審議会の開催については、1月を予定しております。近くなりましたら事務局の委員の皆様は日程を照会いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、中村会長からお話がありましたけれども、会長は、次回が1月であれば、今回が最後になります。7年間にわたり会長の職を務めていただき、どうもありがとうございました。最後にご挨拶をいただければと思います。

○中村会長 最後の最後にえらく重い仕事を持たされて、いろいろな形で委員同士の意見の食い違いもあったと思います。平取町に行ったときも、こういった基準が実は道でも検討されているという情報を知らせると、今回は特例措置ではあるのですが、基本的な考え方などは平取町で考えるときに非常に参考になると言っていました。ですから、なるべく頑張って議会も通していただいて、それがいろいろな自治体に回って、各自治体でガイドラインや条例をつくるための参考にしていただければと思います。

いろいろな意味で不手際もあったと思いますが、皆さんには、今日も長時間お付き合いくださいました。3時から8時半までですから、すごいですよね。最後まで真摯に議論していただきまして、大変ありがとうございました。

次期の新しい会長に受け渡したいと思いますが、それまでは頑張って働きますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。（拍手）

○事務局（佐々木環境政策課長） ありがとうございました。

本日の審議会は、これにて閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上